厚生労働省 平成26年度障害者総合福祉推進事業

意思決定支援の在り方並びに 成年後見制度の利用促進の 在り方に関する研究

平成27年3月公益社団法人日本発達障害連盟

目次

はじめり	Z	3
I	事業の全体的まとめ	5
1	はじめに	5
2	事業計画の全体	5
3	事業目的	5
4	事業の実施内容	6
5	事業検討委員会構成、オブザーバー、会議経過	7
II	意思決定支援について1	1
1	はじめに	1
2	平成 26 年度障害者の意思決定支援に関する調査研究について1	2
3	平成 25 年度の調査研究の成果	2
4	意思決定支援ガイドラインに入れるべき事項2	3
5	ガイドラインの作成2	4
6	障害者の意思決定支援ガイドライン(案)2	5
III	成年後見制度の利用促進について4	7
1	アンケート調査(ヒアリング方式)の結果・考察4	7
2	成年後見制度の利用促進に向けた説明会試行の結果・考察5	9
3	現行制度の問題点および法人後見の可能性について10	3
おわりに		1

はじめに

ノーマライゼーションの理念に基づき障害者が地域で安心した生活を目指す「障害者自立支援法」が平成 18 年度に施行された。その後、平成 24 年の「障害者自立支援法の改正」を経て、「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と名称を変え、平成 25 年 4 月 1 日から施行されている。障害者の権利を擁護する観点から、平成 24 年 10 月から障害者虐待防止法が施行され、平成 25 年には障害者差別解消法が成立し、平成 28 年度から本格的に施行される予定である。また、障害者権利条約が平成 26 年1月に批准され、同年 2 月から発効している。このように障害者にかかる法律・制度、政策・施策が大きく変化する中において、障害児・者が地域で安心して生活できる権利擁護の仕組みをいかに構築していくかが課題となっている。

障害者総合支援法の目的は、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる」ことであり、そのために、基本理念が新たに設けられ、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と規定された。更に、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され」と障害者の地域における生活等に関する支援の保障やその際、障害者自らが決定していくことの必要性が盛り込まれた。障害がある人もない人もお互いが人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するキーワードは、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保していくという障害者自身の自己決定を尊重していくことである。

また、障害者総合支援法の附則において、法施行3年後を目途として、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの等とされている。

平成25年度、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会は障害者総合福祉推進事業の補助を受け、「意思決定支援並びに成年後見制度の利用促進に関する基礎的調査研究」を行った。意思決定支援の取り組みは広く当事者や職能団体に認識されているが、支援手法が確立されておらず個々の団体(または支援者)が手探りの状態であること等の一定の成果を得た。また、成年後見制度については、家族からの大規模な聞き取りから成年後見制度の利用促進のためには、適切な情報の提供、利用動機への工夫が指摘された。このような前年度の成果を踏まえ、今回、具体的な意思決定支援手法の開発とその前提となる「意思決定支援ガイドライン」の作成、福祉サービス利用の観点から成年後見制度利用促進を阻んでいる要因の整理及び対策案作成等を目的として研究を行った。本研究により意思決定支援並びに成年後見制度等障害者の権利擁護が推進されることを期待するものである。

平成 27 年 3 月 31 日 公益社団法人 日本発達障害連盟 会長 金子 健

I 事業の全体的まとめ

1 はじめに

本研究は、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業の「意思決定支援並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査研究(以下、「H25 年研究」と表記)を実施した社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会が、平成 26 年度に法人を解散し、任意団体に移行したため、全日本手をつなぐ育成会が構成団体のひとつとなっている本連盟が、平成 25 年度の研究成果を引き継ぎ、継続して本事業に取り組むこととした。

2 事業計画の全体

障害者総合支援法の附則において、法施行3年後を目途として、障害者の意思決定支援の在り方、障害者福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの等とされている。

本研究ではこの観点から以下の事業に取り組むこととした。

- (1) 意思決定支援について報告会を開催することにより、支援場面において実際に活用している方法等実を把握し、その効果を委員会で検証し、意思決定支援ガイドラインとして報告書にまとめる。その際、ガイドラインがサービス等利用計画作成時の際に活用されるなど、実際の支援の場面で利用されるよう心掛けた。
- (2)障害福祉サービスの利用の観点での成年後見制度の利用促進に関する具体的な促進策、及び、親族後見等に対する支援方策を示した報告書を作成することとした。

3 事業目的

- (1) 意思決定支援の必要性は、広く当事者および職能団体に認識されている。しかしながら、 意思決定支援に対する考え方や実践における具体的な支援の方法は様々であり、個々の団体 (または支援者)が手探りで実施している状態である。また、支援の濃淡も団体(支援者)間で大 きい。そのため、本人の意思決定支援に基づく日常生活の支援や福祉サービスの利用は必ずし も十分とは言えず改善が必要である。日常生活の支援や、特に相談支援事業に本人の主体性 が中軸に置かれるように、意思決定支援に留意するための有効なガイドラインの作成を目的とす る。
- (2)成年後見制度は、H25年研究において実施した 1300人の家族の聞き取りから得られた調査結果では、成年後見を利用する動機の二大要素が「預貯金の管理」と「障害福祉サービスの契約」であることが明らかとなった。一方で、「必要性を感じない」「制度への不信感がある」「制度自体をよく知らない」「相談先がわからない」など、制度の活用に向けての基礎条件が不足している事も明らかとなった。制度の利用促進のためには、適切な情報とその提供方法、また利用の動機を高めるための工夫など背景となる環境の整理と対策が必須である。さらに後見人への報

酬支払いが利用を阻む要因となっており、親族後見の活用も利用促進の一助として工夫すべきとされた。これらの課題に具体策を提案できる事を目的とする。

4 事業の実施内容

(1) 検討委員会の設置

関係団体(「平成 26 年度障害者総合福祉推進事業・指定課題13「入院中の精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」の検討委員を含む)および学識経験者をメンバーとした検討委員会を設置する。

(2) 意思決定支援方法情報収集とガイドライン作成

- 1) H25 年研究に調査を行った障害者団体、事業者(44団体)の中から支援の対象者像を障害特性ごとに類型化し、支援場面に応じた具体的な意思決定支援の方法について整理し、それぞれが採用する具体的な意思決定支援の方法についての実態の確認を団体からの実践報告などを受けて行う。
- 2)本連盟機関誌およびホーム・ページ等を利用して、障害者の意思決定支援の方法等の意見を公募する。
- 3)上記1)および2)で得た情報を障害特性ごとに分析し、場面に応じた具体的かつ現実的な方法について議論する。
 - 4) 意思決定支援ガイドラインの作成
 - 3)の議論の結果を基に、類型化した支援対象者および支援場面に応じた具体的支援方法について、ガイドラインを作成する。その際、相談事業の観点から、入院中の精神障害者の意思決定支援に関する調査研究事業の検討内容を参考にする目的で、「指定課題13 入院中の精神障害者に対する意思決定及び意思の表明についてモデル的に支援を行っている研究」の検討委員を通じて連携し、成果物の作成に向けて相互に情報交換を行いながら整理する。
 - H25年研究で行った海外の文献調査では、最重度の知的障害がある者における意思決定支援については、各国ともこれからの課題である事が把握された。この状況を踏まえつつ、最重度の知的障害者の意思決定支援をどのように捉えていくか、具体的にどのような手法で行うかについても整理する。
- 5)1)および2)で得た情報をもとに先駆的支援を実施している団体を選び、実践報告会を実施する。
- 6)4)のガイドラインに基づき、支援の場面において「意思決定支援」を実際に試み、効果を検証し、ガイドラインに反映させる事を目指したが、今年度実施できなかった。

7) 意思決定支援ガイドラインに関する意見を広く収集するため、ガイドライン(電子媒体)を関係機関(団体、大学等)に配布し、研究結果について、意見を求め(アンケートの配布)集約・分析する事を目指したが今年度実施できなかった。

(3) 成年後見制度利用促進の具体案をまとめる。

平成25年度調査結果から、成年後見制度の利用促進のためには、親族後見の利用を促進させること等が重要であることが考察されたことから、本年の研究は、

- 1) 親族後見を活用している実態についてヒアリングにより、更に詳細に実態を把握し、親族後見の利用の支援策が成年後見制度の利用促進に有効であるかを調査した。
- 2) 親族を対象として成年後見制度に関する説明会を試行し、制度の基本的な説明を行うとともに、親族が抱いている制度利用に伴う懸念や不安を解消できるような情報を提供した。その試行結果をふまえ、説明会の開催が成年後見制度、とりわけ、親族後見の利用への動機付けにつながるかについて検証した。
- 3)上記、親族後見の利用の支援策が成年後見制度の利用促進に有効であるかの調査、及び親族への説明会の開催が成年後見制度、とりわけ、親族後見の利用に対して有効かの検証を踏まえて成年後見制度の利用促進策をまとめた。

5 事業検討委員会構成、オブザーバー、会議経過

(1) 検討委員

- · 大塚晃 上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授
- 佐藤彰一 國學院大學 教授 弁護士
- ・ 高森裕子 三菱総合研究所人間・生活研究本部医療・福祉経営グループ 主任研究員
- 小澤 温 筑波大学大学院人間総合科学研究科生涯発達専攻 教授
- ・ 岩上公一 特定非営利活動法人 じりつ 代表理事
- 名川 勝 筑波大学人間科学総合研究科障害科学専攻 講師
- ・ 細川瑞子 富山県手をつなぐ育成会 理事
- ・ 八尾有里子 社福 若草会生活支援センターあいん センター長
- · 福島龍三郎 NPOライフサポートはる 理事長
- ・ 田中正博 全国手をつなぐ育成会連合会 統括

(2) オブザーバー

- · 曽根直樹 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課
- · 伊藤未知代 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課

(3) 会議経過

第一回検討委員会開催

1. 日時 平成 26 年 9 月 8 日午後 4 時 30 分~6 時 30 分

2. 場所 公益社団法人日本発達障害連盟 会議室

第二回検討委員会開催

1. 日時 : 平成 26 年 11 月 26 日 16 時~18 時 40 分

2. 場所 : 公益社団法人日本発達障害連盟 会議室

第三回検討委員会開催

1. 日時 : 平成 27 年 1 月 16 日(金) 午後 5 時 30 分~8時

2. 場所 : 公益社団法人日本発達障害連盟 会議室

第四回検討委員会開催

1. 日時 : 平成 27 年 2 月 16 日(月) 午後 2 時~5 時

2. 場所 : 公益社団法人日本発達障害連盟 会議室

意思決定支援発表会

1. 日時 : 平成 27 年 1 月 9 日(金)

2. 日時 : 平成 27 年 1 月 16 日(金)

意思決定支援実践報告団体 (および個人)

1)特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター 2)NPO 法人岡山意思決定支援センタービーユー 3)NPO法人PACガーディアンズ 4)北九州市手をつなぐ育成会 5)公益財団法人 日本ダウン症協会 6)一般社団法人 日本自閉症協会 7)一般社団法人日本発達障害ネットワーク 8)特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 9)公益社団法人日本社会福祉士会 10)NPO法人 じりつ 11)国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 社会復帰研究部 12)京都光華女子大学 教授佐々木勝一

実践報告を依頼した団体

13) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 14) 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 15) 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 16) 特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 17) 特定非営利活動法人 DPI日本会議 18) 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 19) 社会福祉法人 滝乃川学園

成年後見説明会とヒアリングの日程

<成年後見説明会>

埼玉県:

場所:精神障害者家族会 特定非営利法人じりつ 日時:2月21日(土) 14:00-16:00

富山県:

場所: 富山市手をつなぐ育成会 日時: 2月7日(土) 14:00~15:30

大阪府:

場所:大阪府松原市 総合福祉会館 日時:2月18日(水) 10:00~12:00

場所:大阪府東大阪市 総合福祉センター 日時:2月19日(木) 10:00~11:30

佐賀県:

場所: 鳥栖市手をつなぐ育成会 日時: 2月2日(月) 19:00~20:00

場所: 佐賀市手をつなぐ育成会 日時: 2月10日(火) 12:00~13:00

場所: 白石町手をつなぐ育成会 日時: 2月10日(火) 20:00~21:00

<ヒアリング>

富山県:

場所:高岡市手をつなぐ育成会 第1回(シート6~12) 2月6日(火) 2月6日 10:00~12:00

大阪府:

第1回(シート13,14)2月3日(火)

第2回(シート15) 2月4日(水)

第3回(シート16) 2月16日(月)

佐賀県:

第1回(シート1) 1月30日(金)12:00~13:00

第2回(シート2) 2月3日(火)17:00~18:00

第3回(シート3) 2月4日(水)10:00~11:00

第4回(シート4) 2月15日(日)9:00~10:00

第5回(シート5) 2月15日(日)11:00~12:00(電話でのヒアリング)

Ⅱ 意思決定支援について

1 はじめに

平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に名称を変え、平成25年度から施行さ れている。法の目的が「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」から「基本的人 権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」に 代わった。基本理念が新たに設けられ、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むた めの支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえ のない個人として尊重されるものである」と規定された。更に、「全ての国民が、障害の有無によ って分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するた め、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会 生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と 生活するかについての選択の機会が確保され」る必要性など障害者の地域における生活等に関 する支援の保障、及び障害者自らが決定していくことの必要性である「どこで誰と生活するかに ついて」などの意思決定の確保が明記された。また、「地域社会において他の人々と共生するこ とを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁 となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とし て、総合的かつ計画的に行わなければならない」とされ、障害者権利条約及び障害者基本法の 理念である障害者差別を解消し、共生社会を実現していくための総合的かつ計画的な実施が規 定された。

障害者総合支援法では、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者又は指定相談支援事業者の責務として、障害者等(障害児含む)の意思決定の支援に配慮することを求めている。同法の附則では、法施行後3年を目途として、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

このような状況を踏まえ、全日本手をつなぐ育成会は、平成 26 年度障害者総合福祉推進事業の補助を受け「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度利用促進の在り方に関する調査・研究」を行った。研究の成果として意思決定支援については、その重要性についての認識はなされているものの、障害者(特に障害の重い人)の意思決定はどのようなもので、その具体的な支援方法について関係者の間で共通の認識には至っていなかいことが報告された。平成 26 年度の研究においては、平成 25 年度の研究の成果を踏まえ、関係団体による意思決定支援に関する実践的報告会を実施し、意思決定支援についての課題の整理を行い、最終的には「意思決定支援がイドライン」の作成を目標とした。

2 平成26年度障害者の意思決定支援に関する調査研究について

(1) 調査の目的

障害福祉関係事業者や権利擁護に関わる12団体から意思決定支援に関わる取組状況を報告していただき、研究委員と討議することにより課題を明らかにする。

(2) 調査の対象

知的障害、発達障害、精神障害を中心とする障害者団体、および障害福祉関係事業者や権利擁護に関わる12団体を対象とする。

(3) 調査の方法

1) 調査の方法

障害福祉関係事業者や権利擁護に関わる12団体から意思決定支援に関わる取組状況を報告していただき、研究委員と討議することにより課題を明らかにする。

2) 調査の時期

1回目を2015年1月9日、2回目を同年月1月19日に行った。

(4) 調査の結果

意思決定支援に関する実践報告会の結果は以下の通りである。

意思決定支援実践報告会 I

日時 : 平成27年1月9日(金)午後1時~午後5時30分

場所 : 日本発達障害連盟 会議室

参加者:(発表者:発表順)住田敦子、松崎貴之、菊本圭一、星野美子、江上尚志、佐々木勝一 (検討委員)大塚晃(委員長)、田中正博、岩上洋一、高森裕子、名川勝、細川瑞子、八尾有里子

(厚生労働省)曽根直樹、伊藤未知代

(オブザーバー) 奥村安徳

報告1. 特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター

報告者:センター長 住田敦子

「胃瘻造設を拒否したBさんの意思決定支援について」

身体への医的侵襲行為について、インフォームドコンセントは必須であるが、医師の方針と本 人の意思が対立した本ケースにおいて、成年後見制度では医療同意は認められていないが、本 人のQOLの視点から成年後見人として介入した実践について報告された。

Bさんは脳性麻痺による筋緊張が強く嚥下障害がある。障害者支援施設で暮らしていたがある 日、誤嚥性肺炎の疑いにより入院となり担当医師から胃瘻造設計画が示された。医師は、本人は 重度の知的障害のため、本人へ説明することなく、叔母の代諾により胃瘻造設を進めようとして いた。

しかし、胃瘻造設後は食事介助をしない方針の施設であり、本人から食べる楽しみを奪うことになるため、本人に説明、意思確認をした結果、本人は拒否をした。医師は意思能力がない者の意思表示について懐疑的であり、医学的に医師の判断の優越性を唱えたが、結果として本人の意思に基づき他職種で検討し胃瘻造設は回避された。

現在は以前より嚥下状態が改善しただけでなく、エンパワメントにより本人の可能性が広がっている。

報告2. 社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会

報告者:事務局長 松崎貴之

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、「すべての事業者は利用者の意思決定支援に努めなければならない」旨が記されている。その具体的な在り方については、今後3 年を目途に検討していくとして「附則」の中に明記されている。これを受けて、北九州育成会では、2 年間の実践研究を行うこととなった。

1年目の研究は、意思決定支援を巡る文献や先行事例、研修会等を通して得た情報をもとに「意思決定支援」とはどのようなものなのかを学習し、フレームワークとしてまとめた。また、法人のサービス提供現場で行っている利用者への意思決定支援の現状と課題を明らかにするために、現場での実態調査を実施した。その結果、いくつかの課題が明確化された。

2年目の研究では、1年目にまとめた意思決定支援における課題を、支援現場で働く支援員を対象としたグループディスカッションを通して検証していき、新たな気づきと、意識するべきポイントがまとめられた。

報告3. 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会

報告者:事務局長 菊本圭一

現在、全国各地で基礎自治体を中心として、計画相談支援が実施されている。3年間の移行期間を経て、平成27年度からはすべての対象者に完全実施されることが見込まれている。その完全実施後の障がい者福祉においては、単なる福祉サービスのつなぎ手役としての「相談支援」ではなく、その人の意思決定に大きく関与し、結果的に影響を与えるものという前提に立ち、より謙虚な姿勢で活動することが重要である。また、そうでなければパタナリズムに陥りやすく、相談支援の質的向上にはつながらないものと考えられる。ケアマネジメントは、「障がいのある人の諸権利の実現のための計画」ということが本分であり、その存在は既に「権利擁護者」としてたりえている。

報告4. 公益社団法人日本社会福祉士会

報告者:理事•成年後見委員会委員長 星野美子

「意思決定支援に関する日本社会福士士会の取り組み」

日本社会福祉士会は、意思決定支援は社会福祉士の支援の基本であると考え、判断能力の衰えのある高齢者・障害者の権利擁護のため成年後見制度の活用を積極的に推進してきた。本会は、成年後見制度が抱える後見類型の偏重、第三者後見人の担い手、障害者権利条約との整合性等の課題に対し、本人を中心においた成年後見制度を通じた支援の在り方を検討する研究事業を行っている。2014年度の研究では、権利制限の緩やかな補助、保佐類型の活用が本来的に望ましいという観点から、事例の分析を通じて、補助、保佐類型における本人意思の確認、代理権・取消権の行使や関係機関とのネットワーク活用等後見活動に必要な視点、手法を検討している。事例ヒアリングでは、日常的生活支援、予防的支援、トラブル対応等の場面でどのような支援がどのような方法で展開されたか、保佐人・補助人、本人、関係者のヒアリングを行い、意思決定支援としての成年後見制度の活用手法を明らかにしていく。

報告5. 公益財団法人日本ダウン症協会

報告者:理事‧制度対策委員長 江上尚志

平成23年4月ダウン症協会は公益財団法人として認可された。ダウン症(21トリソミー)は染色体の突然変異によって起こり、多くの場合知的な発達に遅れがある。しかし発達の状態は個々人によって差があり、本人の意思が十分に確認されないまま周囲の判断によって本人の「意思決定」とされてしまうケースも多く見られる。成年被後見人であるダウン症のある人に選挙権が与えられなかったケースが違憲とされたことは記憶に新しいところである。

ダウン症協会では障害者権利条約の批准以前から障害者関連法について理解を進めるための活動を続けてきた。3月21日「世界ダウン症の日」などを通じて内外にアピールしてきたが、平

成26年には合理的配慮と意思決定支援の広がりを訴える「JDS宣言」を策定した。全国の支部などと連携して具体的に「意思決定支援」を考え、問題点を共有し障害の有無にかかわらず共に生きる社会づくりを目指している。

報告6. 京都光華女子大学

報告者:佐々木勝一教授

「重い障がいの人たちへの意思決定支援に関する考察」

1. はじめに

意思決定支援に関する気付きと疑問

2. 障害学の立場からの意思決定とは(桐原・長谷川)

閉ざされた人間関係における意思決定は認められない。現在の成年後見制度も、社会システムとしての不完全さがある。

3. 法学の立場からの意思決定とは(管)

「どの様な人間でも意思は存在する」を前提に、

- ・ 置かれた状況を客観的に認識し、意思決定を行う必要性
- ・ そうした状況に関連する情報を理解、保持、比較、活用して、
- ・ 何をしたいか、どうすべきかについて、自分の意思を決めることを意味している。結果として の「決定」ではなく、「決定する行為」に着目

「ベスト・インタレスト(最善の利益)」を大前提とする。⇒社会福祉援助と同義

「本人らしさ」を十二分に反映させた代行決定を、(家族間扶助やプロボノ活動への依存を離脱し)公的に給付されるべきサービスと位置づけ、制度的に整える必要がある。

- 4. 重い障がいをもつ人たちの医療行為同意の限界性と生活支援、重い障害者のベストインタレストとは何か?生活の質への支援とは、何を基準にするのか。その人の生活を理解することが必要。しかし、現状の制度の課題として意思決定支援へのマンパワー、時間制限がある。
- 5. 国際的な流れ

2014年4月11日に、国連障害者権利委員会は、一般的意見第1号「第12条;法律の前における平等な承認」を発表する。

意思能力と法的能力は異なる。意思能力は状況により変化する。意思能力が欠けることを理由に本人の法的能力を制限する代行決定制度を廃止すべきである。

障害者が法的能力を行使するための「支援つき意思決定制度」を設けなければならない。この制度には多様な支援が含まれる。

6. まとめ

現状の家族支援、施設支援のみの存在から、当事者の生活に寄り添い、途切れることのない関係を長期間にわたって維持できる支援システムが必要である。

意思決定支援実践報告会Ⅱ

日時 : 平成 27 年 1 月 16 日(金) 午後 1 時~午後 5 時 30 分

場所 : 日本発達障害連盟 会議室

参加者:(発表者:発表順) 竹內俊一、野口友子、市川宏伸、柴田洋弥、岩上洋一、山口創生 (検討委員)大塚晃(委員長)、田中正博、岩上洋一、佐藤彰一、高森裕子、名川勝、福島龍三郎、細川瑞子、八尾有里子

(厚生労働省)曾根直樹、伊藤未知代

(事務局)沼田千妤子

報告1 特定非営利活動法人岡山意思決定支援センタービーユー

報告者:理事長 弁護士 竹内俊一

中度の知的障害のある本人、統合失調症のある次女、身体障害(肢体)・アルツハイマー型認知症の母から構成される家族の事例について。

日本福祉大学スーパービジョンセンター田中千枝子教授によるスーパーバイズを受けている。 多くの課題をもつ家族へのアプローチには有効。

それぞれの意思決定支援をバックアップする権利擁護ネットワークが必要となる、そのために、「岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会」という仕組みを作っている。また、「ビーユー支援員」のような意思決定支援に中心的役割を果たす人材の活用及びお互いにチームで協力し合える仕組みを構築している。

意思決定支援は、支援者自身もエンパワメントする。

報告2. 特定非営利活動法人PACガーデイアンズ

報告者:野口友子理事

PACガーディアンズは主に成年後見制度に関する相談、成年後見人等の受任を法人で受け、障害のある方一人に対し、担当者(事務執行者)2名で支援に当たっている。現在46件後見人等を受任しているが、多くは保佐、補助類型である。自分で出来ることは自分で行い、そうでない事に対し、支援・援助するものと考える。

財産管理に偏重しがちな従来型の成年後見業務ではなく、当事者である本人が何を思い、望んでいるのか、一人ひとりの「自己決定」を支援する視点での後見業務が展開されることが必要不可欠と考え「複数後見」、チームによる後見業務を行っている。

報告3.一般社団法人日本発達障害ネットワーク

報告者:市川宏伸理事長

障害者基本法の第23条では障害者の意思決定支援について明記されており、相談業務や 成年後見制度等における意思決定の支援確保がポイントだが、発達障害に配慮された意思決 定の支援が行われているとは言い難い状況である。

そもそも、意思決定支援とは何なのか。まずは現段階で明確に定義されていない「意思決定 支援」を明確に定義すべきである。

意思決定支援は、発達障害者・知的障害者・精神障害者においても大変重要なものだが、その方法論等の知見は少なく、障害特性及び個々人に配慮された「意思決定支援」の検討が必要である。

また、我が国において代理決定の要素が強い成年後見制度においても、積極的に協働決定できる仕組みの構築が必要であると考える。

報告4. 一般社団法人日本自閉症協会

報告者:柴田洋弥常任理事·政策委員会副委員長

障害者権利条約 12 条に関して、2014 年 4 月に国連障害者権利委員会は一般意見書「12 条;法の前における平等」を採択し、本人の法的能力を制限する代行決定制度の廃止と、本人の意思と選好に基づく「支援つき意思決定制度」を締約国に求めた。我が国の成年後見制度も、成年後見類型や取消権の廃止など、意思決定支援としての法定代理制度への改革を求められて

いる。この改革をめざしつつ、当面必要な成年後見制度の利用を促進するには、成年後見類型 中心から補助類型中心への改善など、制度運用の改善が必要である。

「意思決定の支援」については、障害者権利条約 12 条に基づき「その行為について意思能力の不十分な障害者が、権利主体として自ら法的能力を行使するための支援」と定義できよう。法的能力行使の支援としての「意思決定支援」は、日常生活を含めて「生活のあらゆる側面」に及ぶ。意思決定支援の要素として、①意思疎通・情報提供支援、②意思形成支援、③意思拡張・実現支援を提案し、その在り方を提案する。

なお、日本自閉症協会としての組織的検討はこれから開始されるので、今回の報告は協会を 代表するが、あくまでも柴田の試論である。

報告5. 特定非営利活動法人じりつ

報告者:岩上洋一理事長

「入院中の精神障害者の意思決定及び意思表明について」

平成 26 年 4 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正法」という。)が施行されたところ、同法附則第 8 条において「精神科病院にかかる入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方」について検討を加えることとされている。

平成 26 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業 13「入院中の精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」では、入院中の精神障害者に対する意思決定及び意思の表明についての支援をモデル的に実施し、分析・考察を行うことで、精神障害者の意思決定及び意思の表明についての今後の在り方に関する政策提言をとりまとめることを目的として実施している。

ここでは、上記事業と、我が国の喫緊の課題として、平成 26 年 7 月にとりまとめられた、「長期 入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」も踏まえて、入院中の精神 障害者の意思決定及び意思表明について報告したい。

報告6. 国立精神・神経センター精神保健研究所

報告者:山口創生社会復帰研究部援助技術研究室長

「精神障害者における意思決定支援:Shared decision making の取り組み」

精神保健福祉領域では、リカバリー概念の発展とともに意思決定支援が急速に関心を高めている。特に、shared decision making (SDM)は、意思決定支援の具体的な実践手法として、国際的に研究が進められている。SDM はインフォームドコンセントから発展した実践手法であり、SDM の発展にはパーソンセンタードの視点や根拠に基づく実践の普及が影響している。欧米の研究によると、SDM は利用者の満足度やうつ症状などの改善に効果的かもしれないが、エビデンスレベルは低い。加えて、実際の臨床現場における SDM の実施戦略には課題が残る。

本研究班が現在取り組んでいる SHARE (Support for Hope And Recovery)プロジェクトは、SDM 促進ツール (SHARE)、ピアスタッフの補助、ツールを利用した診察やケアマネジメントを行う、包括的なリカバリー志向の SDM システムの構築を目指している。2014 年 8 月から SHARE プロジェクトの効果測定を行っており、患者・医師関係やコミュニケーション、利用者の満足度等の向上が期待される。

(5) 報告会における意見のまとめ

1) 全般的意見

- ・ 意思決定支援とは何なのか。まずは現段階で明確に定義されていない「意思決定支援」を 明確に定義すべきである。
- ・ 意思決定支援は、発達障害者・知的障害者・精神障害者においても大変重要なものだが、 その方法論等の知見は少なく、障害特性及び個々人に配慮された「意思決定支援」の検討 が必要である。
- ・ 我が国において代理決定の要素が強い成年後見制度においても、積極的に協働決定できる仕組みの構築が必要であると考える。
- ・ shared decision making(SDM)は、意思決定支援の具体的な実践手法でありパーソンセンタードである。

2) 代行(代理)決定について

- 代行決定事案数は減少させなければならないが、ゼロにすることはできない。
- ・ 意思表示をできない人の場合、代行決定を否定すると決定者不在になることがあり、重大な 場面で決定出来なければ本人の不利益になる。
- 代行決定できる場面を定義することを条件に代行決定はありうる。
- 権利侵害を防ぐシステムがあれば代行決定あり。
- ・ 共同決定の中身は代行決定になる可能性がある。

3) 意思決定支援について

①意思決定支援者について

- ・ 第三者(ピアを含む)の関与が適切である。なお、ピアスタッフは、サービス提供者や 親ではない第三者の立場で、当事者が自分の中にある気持ちに気付くように支援す ることが求められる。
- ・ 家族のみによる意思決定支援は望ましくないが、家族は共同意思決定の参加者の 一人となることができる。

② 意思決定支援者

- ・ 決定事項のレベルにより支援者が異なる。日常的事項は家族、非日常的事項は、第 三者、家族を含んだチームが想定される。その理由は、施設職員は機関の立場で支 援するため、広い視点での支援、言い換えれば、可能性や広がりをくみ取ることは難 しい。また、毎日関わる人が、日常を変えるような視点を持つことは難しい。外部の人 の方が客観的にみることができる。
- ・ 家族は時間がないため、必要性を感じていても十分な意思決定支援をできない。義 務にすれば負荷が大きすぎるので何らかの手当てが必要。
- ・ 精神障害者のための適切な意志決定支援者

場面により異なり、強制入院の場合は第三者、また、長期入院患者の場合は地域の 支援者の介入が望ましい。

4) 成年後見制度との関係について

①成年後見はチームで行うことが重要

成年後見は、後見人だけでなく障害者にかかわる多くの人たちによって行っていくこと が重要である。

②現行の成年後見制度における意思決定支援に関する問題点

現行の成年後見制度は、意思決定を後見人の責任として想定している。また、後見人が本人の意思を尊重して時間をかけて決定したいとすると家裁から評価されない。よって、意思決定支援を導入することは困難である。また、現在の成年後見制度は意思無能力を前提にしているため意思決定支援を導入することは困難。よって、成年後見制度の改善ではなく新制度創設が必要である。

5) その他

①知的障害者の意志決定支援の困難さ

意思決定の機会を奪われているため、第三者が意思を聞いても表明することができない場合がある。

② 意思決定支援時の注意点

支援者の思い込みですることが多い→支援者の気づきを促す方法が必要。

③ 意思決定支援のあるべき形

共に経験することが必要。但し、時間の制約から全ての場面での支援は困難であるため支援必要事項を選択する。例、車の購入など。

④ 家族は時間がないため、必要性を感じていても十分な意思決定支援をできない。義務にすれば負荷が大きすぎるので何らかの手当てが必要。

⑤ 岡山意思決定支援センターの意志決定支援のしくみ

その仕組みには、支援員候補として社会福祉士、弁護士、行政書士、精神保健福祉士などの有資格者を募集し。意思決定支援者の養成研修を行っている。MCAをテキストとして月1回2時間程度の研修が必要と考えている。行政および家裁からオーダーがあり、支援検討部会が支援員と事案のマッチングを行っている。

⑥北九州市手をつなぐ育成会の意志決定支援の仕組み

支援員が意思決定支援を理解することが必要。事業所での実態調査から事例を抽出 し、支援員によるグループ討議:事例について意思決定支援の観点から検討している。 事例検討経過で、自らの支援を振り返り、また、意思決定支援の重要性を認識する場と している。それにより支援の現場で、実践につなげている。

3 平成25年度の調査研究の成果

(1) 海外の調査結果から

1) カナダ(マニトバ州)

Vulnerable Persons Living with Mental Disability(VPA) (「精神に障害のある脆弱な人の法律」

- ・ バルネラブルの人も基本的に自分のことを決めることができる
- ・ バネラブルの人にはアドバイスや支援を提供する人たちのサポートネットワークが重要である。その中には、バネラブルの人の配偶者や事実上のパートナー、バネラブルの人の家族、 それ以外のバネラブルの人に選ばれた人などから構成される。
- ・ サポートネットワークの人は、個人計画である本人中心計画(Person Centered Planning) にかかわる。

2) イギリス Mental Capacity Act(MCA)2005年意思決定支援法等

- ・ 意思決定能力を喪失しているという確固な証拠がない限り、能力があると確定されなければならない。
- 自ら意思決定を行うために可能な限りの支援をうけ、それが功を奏しなかった場合にのみ意思決定できないと評価される。
- ・ 客観的に不合理な選択を本人がした場合も、意思決定能力がないとは判断されない。
- ・ 意思決定支援では、本人の自主性を重んじ、指示せず、制限の少ない方を選ぶ。
- 個人的事柄の意思決定支援では、「ゼロか全て」の選択は避ける。
- 本人の利益を優先する。
- ・ 本人の意志に沿った支援をし、不適切に影響を与えてはいけない。
- ・ 本人にとり価値がある物(人)を遠ざけなければならないのは、その物(人)により本人に危害が及ぶことが想定されるとき、および、深刻な理由がある時のみである。
- ・ 代理人が意思決定できるのは、本人の意志決定能力に問題がある事柄に限られる。
- 代理人は自分で意思決定したり、本人の意志を変えたりしてはいけない。
- ・ 代理決定にあたっては、本人に意思決定能力があった場合の本人の選択を想定する。
- ・ 本人の信念、宗教に基づき、本人の望みに沿う決定をする。

3) その他の国の制度から

- ・ 意思決定能力の定義は、関連情報を比較検討して意思決定に活用するできること等が挙げられている。
- ・ 意思決定支援・代理行為の基本的考え方は、誰でも意思決定能力があると推定されること が基本であり、支援者は本人の意思にそった支援を行い、本人の最大の利益を考える。
- ・ 支援形態としては、代理契約という形態と意思決定支援に別れる。
- ・ 支援内容に関しては、住む場所(ケア施設を含む)、日常的財務管理、生活介助、医療等が あげられている。

4 意思決定支援ガイドラインに入れるべき事項

(1) 意思決定支援定義の必要性

意思決定支援は、発達障害者・知的障害者・精神障害者においても大変重要なものだが、 その概念・方法論等の知見は少なく、障害特性及び個々人に配慮された「意思決定支援」 が必要である。

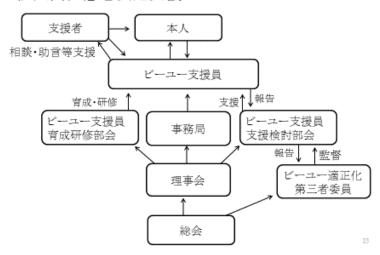
- ・ 我が国において代理決定の要素が強い成年後見制度においても、積極的に協働決定できる仕組みの構築が必要であると考える。
- ・ shared decision making(SDM)は、意思決定支援の具体的な実践手法でありパーソンセンタードである。

(2) 意思決定支援者について

- ・ 第三者(ピアを含む)が適切である。なお、ピアスタッフは、サービス提供者や親ではない第 三者の立場で、当事者が自分の中にある気持ちを気付くように支援することが求められる。
- ・ 家族のみによる意思決定支援は望ましくないが、家族は共同意思決定の参加者の一人となることができる。
- ・ 決定事項のレベルにより支援者が異なるものとなる。日常的事項は、家族、非日常的事項は 第三者、家族を含んだチームなどが想定される。
- 代行決定事案数は減少させなければならないが、ゼロにすることはできない。
- ・ 意思表示をできない人の場合、代行決定を否定すると決定者不在になることがあり、重大な 場面で決定出来なければ本人の不利益になる。
- ・ 図表1のように、意思決定支援者を考える場合、岡山の事例における「ビーユー支援員」のような意思決定支援に中心的役割を果たす責任者が求められる。

図表 1

四. 意思決定支援のスキルアップに取り組むNPO 法人岡山意思決定支援センタービーユーシステム



(3) 意思決定支援の仕組みの必要性

それぞれの意思決定支援を可能とする手順の仕組み(NPO法人岡山意思決定支援センタービーユーシステム)などの構築及びそれをバックアップする権利擁護ネットワークが必要となる。岡山においては、「岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会」がその役割を担っている。

(権利擁護支援体制) H26.11.22服 専門職等による成年後見人等の委任 岡山家庭裁判所 **3** 356 公益財団法人 リーガル・エイド 岡山 岡山井護士会高齢 者・障害者支援委員 会 公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート 一般社団法人 岡山県社会福祉士会 権利権護センター 中国税理士会 岡山県支部連合会 業務対策部 市民使見人養成事業 倉敷ネット想 岡山県支部 ばあとなあ図山 美作ネット想 市民孫見人推薦・帝綱 岡山高齢者・輝がい者権利譲渡ネットワーク懇談会(通称「岡山ネット懇」) 市町村行政 NPO法人おかや ま入居支援セン 専門職等による法人後見団体の設立 図山高部者・障害 者信待対応チー ム NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク (ネット競事務局) 岡山市社協(H25より) NPO法人 後見支援センター浄心 NPO法人つくし (社会報を法人 同仁会:五野町) 総社市権利縮護センター 総社市社協(H25より) NPO法人こうけん NPO(表人こうけんご)まわり (社会報を多人 ひまもりの会: 倉祭市) 瀬戸内市権利協随センター 瀬戸内市社協(H26準備中) NPO法人おかやま 成年後見サポートセン ター NPO法人 NPO法人ゆずり頭の会 (社会報を決入見りを:関心を) NPO法人やまずりし (社会報酬法人 森山東光曜:実施市) 井笠いきいきなっか あざら権利編纂支援センター 浅口市社協(H26準備中) NPO法人岡山未成年後見支援センターえがお 美味町権利援援センター 美味町社協(H27予定) NPO法人市民後見センターわけ NPO法人岡山意思決定支援センタービーユー 医红点对金属处理测点 生活支援超生活 支援的作成

5 ガイドラインの作成

以上、平成25年度の成果及び平成26年度の実践報告会の成果などを踏まえて、次章のような「意思決定支援ガイドライン」を作成した。

6 障害者の意思決定支援ガイドライン(案)

(1) はじめに

1) ガイドライン策定の主旨

平成23年の障害者基本法の改正において、第二十三条(相談等)に、「国及び地方公共団体は、<u>障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、</u>障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」とされ、はじめて法律に意思決定の支援が規定された。

更に、平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法においては、第一条の二(基本理念)において、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないこと」とされ、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」するという障害者にとって最も重要な事項である「自分で自分の人生を決める」ことが明確化された。

また、障害者総合支援法 附則第三条(検討)において、「政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔でられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。」とされ、障害者総合支援法の三年後を目途に意思決定の支援の在り方についても検討を行い、それを制度・施策に活かすことが規定されている。

児童福祉法の第二十一条の五において、「指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに</u>、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めなければならない」とされ、障害児支援事業者等のサービスの提供における際の、障害児や保護者の意思の尊重を規定している。

知的障害者福祉法第十五条の三(支援体制の整備等)において、「市町村は、<u>知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ</u>、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。」とされ、市町村のサービス提供の際の知的障害者に対する意思決定支援への配慮を規定している。

障害者総合支援法第四十二条においては、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者の責務として、「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに</u>、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。」とされ、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者に対して、サービス提供における意思決定支援への配慮を規定している。

また、同法第五十一条の二十二において指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務として、「指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。」とされ、相談支援事業者の相談支援活動における意思決定支援への配慮を規定している。

このように国、地方自治体、サービス提供事業者(相談支援事業者も含む)等を対象に、サービス提供の際に障害者が自ら意思決定を行なうことの確保及びそれを支援していくことが法律等において規定され、障害者の意思決定支援がクローズアップされてきた。ノーマライゼーション理

念の浸透及び障害者の権利擁護が主張されるなかで、障害者自身が物事を決定していくこと及びそれを支援していくことの重要性は誰もが認識しているところである、しかし、その概念・方法などについては必ずしも統一されたものとはなっていない。また、意思決定支援という言葉は、それを使う人それぞれによりその意味内容が異なり混乱を招いている状況も伺える。本ガイドラインは、障害者の意思決定支援についての包括的かつ具体的な考え方を提案し、さまざまな実践によって意思決定支援がより進展するためのプラットフォームの構築を目的として作成するものである。

2) ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、上記の法律に規定された意思決定支援に関して、社会福祉活動が発展的に実践できるよう、障害者の意思決定支援に関する基本的考え方・姿勢、具体的方法及び配慮されるべき事項等を提案し、事業者等がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって質の高いサービスを提供することを目指すものである。

また、法律に規定されているように、本ガイドラインは主として、障害福祉サービス事業者等が利用者にサービスを提供する際に生じる、利用者への意思決定支援の枠組みを示すものであるが、その基本的考え方は、家族、友人、ボランティア、医師、教員、保育士など障害者の意思決定支援に関わる多くの人々に意思決定支援に関する考え方等を示すものでもある。障害者の意思決定支援は、広い意味の障害者の権利擁護の範疇に入るものであり、この枠組みの構築により、障害者の権利擁護に具体的内容を与えるものであると考える。

本ガイドラインで示す意思決定支援に関する考え方や枠組みは、ここに記載されている内容を 機械的に実行していけば障害者への意思決定の支援が確保されるというようなものではないと考 える。障害者の意思決定については、それぞれの障害者の状況や置かれた立場において個別 性が高く、その支援も多用なものである。各サービス事業所等は、本ガイドラインの内容を踏ま え、各事業所の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を 図り、その意思決定支援の質の向上に努めなければならない。

上に述べたように、意思決定支援はその必要性が長い間叫ばれながら、さまざまな現場において適用されるのは初めての試みであり、障害者の状況、決定の内容、環境等の複雑な個別性に鑑みて「その人にとって、その状況におけるベストの意思決定支援とは何か?」を一概には示すことはできないものであり、支援の実践現場においてそれを追求していく必要がある。

本ガイドラインは、事業者がそのような障害者それぞれの個別性に配慮しながら意思決定支援を行う際に必要となる、共通なプラットフォームを提示するものである。このような状況に鑑みれば、本ガイドラインが提示する枠組みに具体的内容を与えるのは、障害福祉サービス事業者それぞれの意思決定支援に関する日々の実践行為である。日々の実践行為の蓄積や改善への取り組みがなければ意思決定支援は貧しいものとなってしまうであろう。事業者の日々の実践によるフィードバックによって、本ガイドラインの内容も改善されるべきものである。各障害福祉サービ

ス事業者等の意思決定支援に関する不断の努力とあいまって、本ガイドラインの内容もまた向上 させていくことが重要である。

3) ガイドラインの構成等

本ガイドラインの構成は、大きく分けて総論・各論からなる。総論は、意思決定の定義、構造、 意思決定支援の定義及び原則、配慮等について言及する。各論は、意思決定支援の仕組みづ くり、及び仕組みにおける意思決定に関する関係機関や事業所等との連携など具体的内容に言 及するものである。

また、事業所内における「思決定支援の流れ」と意思決定責任者及び事業所職員等を対象とした意思決定支援に関する「研修プログラム」を作成し添付した。

(2) 総論

1) 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、知的障害や精神障害(発達障害を含む)等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者(以下「支援者」と言う。)が行う支援の行為及び仕組みをいう。

注:自己決定という言葉もよく使われるが、ここではほぼ同義語と捉える。

2) 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定は、個別性が高く多様なものであると言われるが、意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

① 障害者の態様

障害者の状況、好み、望み、意向などの態様が意思決定に大きな影響を与える。障害者の態様とは、障害者総合支援法等における「意向、適性、障害の特性及びその他の事情」と表現されるものである。態様には、いわゆる「意思決定能力」も含まれるが、その「意思決定能力」という言葉の取扱いには注意が必要である。後述するように「意思決定能力がないという証拠がない限り意思決定能力はあるとされる」という意味では、すべての人には意思決定能力があるという前提から出発しなければならない。また、意思決定能力に関しては、その決定の内容と密接な関係がある。例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における決定は可能だが、施設から地域生活への移行等の住まいの場の選択などの大きな人生上の判断については支援が必要であるなどの事案が考えられる。その意味で、障害者の意思決定能力についての慎重な把握(アセスメント)が重要となる。

意思決定支援を行っていく場合、本人の意思決定がどうしても困難な場合は、本人に 代わって決定を行なう場合もあり得る。その場合、本人の意向、心情、信念、好み、価値 観を反映させ、本人の最善の利益に基づいた決定を、判断の根拠を明確にした上で行 い、その経過や結果を本人に説明する等本人を中心に置いて、本人が最大限の関与が でき、必要最小限の範囲内で代行による意思決定とすることなどが必要である。

注:「代行決定」の意味については、字義どおりにとれば「本人に代わって決定する」ということであるが、決定の内容や環境によって異なることから、「ここからが本人決定ここからが代行決定」というように線引きできるものではない。代行決定の要素が強まるにしても、できる限りの本人の参加と代行決定の範囲を可能な限り小さくすることなどを原則として、代行決定の仕組みを構築するなかで対応していくことが重要である。

② 意思決定の内容(領域)

英語の「LIFE」という言葉には、「生活」、「人生」及び「生命」という意味がある。この「LIFE」という意味により意思決定の内容や領域を整理すると以下のようになる。それぞれの内容に応じて本人を中心にしてどのようなチームメンバーによって支援していくかを考える必要がある。その際、同じ立場にたつピア(ピアサポーターを含む)のチームへの参加は重要である。

1. 生活の領域

日常生活における領域を意味し、具体的には食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など 生活を営む上で不可欠な基本的行動、余暇及び社会参加等を行う際の決定の領域を含むものである。日常生活に関わり、本人を良く知る家族・障害福祉サービス事業所の職員 等による直接支援の対象となる領域である。

2. 人生の領域

人生におけるさまざまな社会生活上のできごとに関する決定の領域を意味し、具体的には、住む場所や働く場の選択、結婚、障害福祉サービスの利用など人生における出来事を含むものである。本人の意思決定能力によっては、家族・障害福祉サービス事業所職員等の本人を良く知る人々に加えて、相談支援専門員等第三者による関与が必要とされる領域である。

3. 生命の領域

健康上の事項や医療措置などの生命に関する領域を意味するものである。本人の意思 決定にあたっては、医療従事者等の専門的な意見が必要とされる領域である。 注:意思決定の内容については、決定する内容すなわち選択肢を用意するという側面も

ある。特に、意思決定支援が必要であればあるほど本人にとって分かりやすい選択肢を 用意することが重要になる。

③ 人的•社会的•物理的環境等

意思決定は、背景となる人的、社会的及び物理的環境や本人の経験に影響を受ける。例えば、人的環境とは意思決定支援者や関係者が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との関係性が考えられる。また、意思決定の場面においてどのような役割をもつ他者が立ち会っているか等によっても意思決定は大きな影響を受けるだろう。物理的環境に関しては、慣れ親しんだ場所か新奇な場所か等のように、どのような場所で意思決定支援が行われるかによって影響されることが考えられる。また、本人がこれまで経験したことがあるか否かによっても影響される。

特に、本人のこれまでの生活環境や生活歴、家族関係、人間関係、嗜好等の情報の 把握、意思決定支援者の情報の提供、本人の意思の把握、本人の意向を他者に伝える 技術等の水準、障害福祉サービスの体験的な利用によって経験的に選択できる等の支 援方法等によって異なることが想定される。支援者には、情報の把握、提供、伝達に関する十分な技術の習得や伝達装置の工夫等が必要であり、意思決定支援技術を向上させるための研修は最重要課題である。

このように、意思決定の内容には三つの領域があり、それらの領域が相互に作用し合って意思 決定が形成される構造があることを認識することが重要である。相互作用への気づきは、障害者 の意思決定がそれぞれ異なり、意思決定支援には個別性が高いということを認識して関与してい くことの必要性を示唆している。また、障害者の意思決定においては、支援者に大きな影響を受 けることを理解すべきである。その意味で、支援の客観性を確保するために意思決定の根拠を 明確にすることや、本人を中心に置きそれぞれの内容においてチームを形成して意思決定を支 援していく体制を構築していくことが極めて重要となる。又、意思決定の内容によって第三者の 関与も必要とされる場合がある。

特に意思決定支援が重要な場面として、居住の場の選択(現に施設入所している障害者が、継続相談支援において引き続き施設を利用するかどうかも含む)、治療等が必要な場合の医療の選択、本人の身体・生命の安全のためにやむを得ず身体拘束や行動制限等の自由の制限を行う場合等が挙げられる。

3) 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の原則について、イギリスの 2005 年意思決定能力法の5大原則を参考にして 基本的原則について考えてみる。

- ・ 能力を欠くと確定されない限り、人は、能力を有すると推定されなければならない。 → すべての障害者は、意思決定を行う能力があることを出発点として支援を開始すべきであり、安易に意思決定能力がないと判断する支援者の決めつけを戒めるものである。
- 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのでなければ、人は、 意思決定ができなとは見なされてはならない。→ 意思決定支援に当たっては、エンパワメントの観点から、本人が自分自身で決定ができるよう可能な限りのあらゆる支援を行うことが 重要であり、また、あらゆる可能性を追求したという証拠が必要となる。
- ・ 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないと見なされてはならない。→ 客観的には不合理に見える意思決定を行った場合においても、そのことをもって意思決定能力がないとみなされてはならない。本人の意思決定を尊重する姿勢が重要であり、愚行権(他人から見て愚かな行為でも、他人に迷惑をかけなければ、自由に出来る権利)についても保障していく視点が必要となる。
- ・ 意思決定能力がないと評価された本人に代わって行為をなし、あるいは、意思決定するにあたっては、本人のベスト・インタレスト(最善の利益)に適うように行わなければならない。→ 本人が自分自身で決定ができるよう可能な限りのあらゆる支援を行っても本人が決定することが困難な事案については、代行による決定となる。その際、本人の最善の利益に適うように行わなければならないし、関与は最小限のものに限定する必要がある。
- そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度が

より少なくてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。→ 代行により意思決定を支援していく場合には、必要最小限の介入を原則として、本人にとって自由の制限が最も少ない環境を考慮して支援することとなる。

4) 意思決定支援における合理的配慮

意思決定支援に関しては、障害者権利条約が規定する合理的配慮の観点から取り組むことが 重要となる。

- ・ 本人の年齢(発達年齢を含む)、障害の態様・特性、意向、信条、信念、好みや価値観、過去から現在の生活様式等に配慮しなければならない。生活等の継続性への配慮を行い意思決定支援する。
- ・ 当該課題に関係する意思決定支援を行うにあたっては、その内容についてよく説明し結果 を含めて情報を伝え、あらゆる可能性を考慮した上で判断をしなければならない。
- ・ 本人の意思決定に関しては、日常生活、人生及び生命に関する領域等意思決定支援の内 容に配慮しなければならない。
- ・ 本人が自ら意思決定に参加し主体的に関与できる環境をできる限り整えなければならないこと。
- ・ 本人に親しい友人、家族、身近な支援者、法的後見人、任意後見人等の見解を考慮に入れて、判断しなければならない。一方、病院や施設から地域生活への移行等事案によっては 第三者の参加により客観的な判断が可能となる仕組みを構築する。

5) 意思決定支援における留意点

① 意思決定支援と情報

意思決定支援を左右するものとして情報の存在がある。情報の重要性を理解して、慎重に取り扱う必要がある。

- ・ 決定を行なうにあたって必要だと考えられうる情報を、本人が十理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう、柔軟かつ細心の配慮をもって提供すること。(本人への伝え方)
- ・ 本人が自己の意思決定を表出、表現できるよう支援すること。(汲み上げ方)
- ・ 本人が表明した意思をサービス提供者等に伝えること(支援者への伝え方)
- ・ 本人の意思だと思われるものを代弁すること(代わり方)

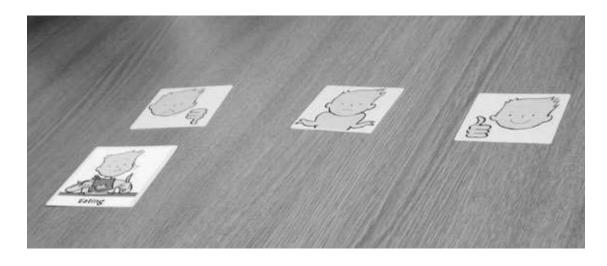
② 情報提供の留意点

- 本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解する。
- ・ できるだけ解りやすい方法・手段にて情報を伝える。(手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等構造化環境等を含む)
- 情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行う。
- ・ 予想される副次的出来事(リスクも含む)について伝える。

・ 決定の結果についての責任を伝える。



イギリスの自治体のソーシャルワーカーが意思確認に使用しているコミュニケーションカード。 1セットを常時持ち歩いているとのこと。性に関するカードも含まれている。



「いいえ」「わからない」「はい」の3つの意思表示のカードの下に、本人が「食べる」のカードを置いたところ。「いいえ」や「はい」と「わからない」の中間にカードを置くこともできる。

③ 意思決定支援における最善の利益の判断

何が本人にとってベスト・インタレスト(「最善の利益」)なのかについて判断できるのは本人にほかならない。家族の意見や見解、専門家の見解よりも、本人の意思を重要視する

ことが大切である。代行する場合にも、本人の意向を汲む努力が必要であるとともに、本人の最善の利益を導くために以下の方法等が考えられる。

- ・ 事案について、複数の決定によるメリットとデメリットを可能な限り挙げて相互に比較 検討して結論を導くこと。例えば、地域生活の移行によって今の生活とグループホーム等での生活のメリット及びデメリットを挙げて、考量できるあらゆることを相互比較し て結論にいたる。
- ・ 事案の決定について、どちらか一つということではなく二つを融合して一つ高い段階において決定を図っていくこと。例えば、糖尿病の疾患により食事制限が課せられている利用者について、本人は他の利用者と同じような制限のない食事をしたいと思っているケースについて、この二つの事項を実現していくために、糖尿病の薬物・運動等管理の見直し、食事内容の見直し(食材、調理方法、盛り付け、環境等を含めて)等により、できるだけ他の利用者と同じものを食べることができ、健康管理上リスクの少ない状況を作るなど一つ上の段階で最善の利益を追求していくことが考えられる。
- ・ 本人にとって、自由の制限がより少ない方法を選択すること。特に生活の場の選択 や、本人の身体・生命の安全のためにやむを得ず行動制限をしなくてはならない場 合等。

(3) 各論

1) 障害福祉サービス事業所等における意思決定支援の考え方

① 意思決定支援と代弁者

障害者の意思決定支援を考える際には、意思決定支援がなくても意思決定できる者から、意思決定支援を行っても、なお本人の意思の確認が難しい者まで個々人よって異なる。

また、同じ障害者であっても、例えば目の前にある食事の中から何を食べたいかは意思決定ができても、目の前に食事がない状態で何を食べたいか思い浮かべて意思決定することが難しいなど、場面によって意思決定支援が必要である場面と必要ない場面等もある。

さらに、例えば長期間施設や病院で生活している障害者は、施設や病院以外で生活 したいと思っていても、何らかの理由でそれをあきらめて意思を表明しなくなっていたり、 施設や病院以外で生活する経験がなくて選びようがなかったりする場合も考えられる。

重度の知的障害者等は、支援者が本人の最善の利益を考え判断することしかできない場合もあると思われる。その場合は、本人とのコミュニケーション手段をどのようにしたら相互に理解ができるのかを工夫することや、現在及び過去の様々な場面における表情(うれしそうだった、楽しそうだった、安心していた等)や感情(喜んだ、怒った、悲しんだ、落ち着いていた等)、行動(遠ざかった、近づいた、身体接触があった等)などから、事実を根拠として本人の意思を丁寧に理解し、代弁する支援者が求められる。

代弁者は、本人が意思決定を必要としている問題に対して、課題に対して本人と向かい合って考えるのではなく、本人と同じ側に立ち、本人と同じ方向から課題を見て考えることが求められる。また、本人のために権威のある人たち(例えば、施設長や医師、行政職員等)に対しても、本人の代弁者として主張できることが求められる。

代弁者は、本人の家族や本人をよく知る知人などが考えられるが、この場合はあくまでも本人の代弁者であることが求められ、家族等の希望を述べるのではないことに留意する必要がある。また、これらの者がいない場合は、基幹相談支援センターの相談員等が、本人を担当する相談支援専門員とは別に第三者の代弁者となることも考えられる。

このように、意思決定支援は多様であり、本人の状態や場面に合わせて様々な工夫を することや、現在及び過去の情報から判断の根拠を明確にすることなどが求められる。

② 日常の支援場面における意思決定支援

施設入所支援やグループホーム等の居住系サービス及び生活介護や就労継続支援 等の日中活動系サービス、居宅介護等の訪問系サービス等の職員は、利用者に対する 直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

食事であれば、食べたいのか食べたくないのか、何が食べたいのか、何から食べたいのか、何が食べたくないのか、なぜ食べたくないのか等、本人の意思を確認し、確認が難

しい場合は工夫し、それでも難しい場合は過去の本人の表情や感情、行動等に基づいて根拠をもって考え、日常の生活に対する支援を行うよう努めることが求められる。

また、本人の意思の確認に基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録して おくことが、今後の根拠をもった意思決定支援に役立てることができるため、記録の仕方 や内容について、意思決定支援の観点から検討することが有用である。

これらの取り組みを通して、本人の日常生活を本人の意思に基づく生活に近づけることによって、本人と職員とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

③大きな選択に係る意思決定支援

本人の意思確認が難しい者の、「人生の大きな選択」などの場面における意思決定支援は、本人の意思確認を最大限の努力で行うことに加え、本人に関わる関係者が集まり、現在及び過去の本人の日常生活の場面における表情や感情、行動などの支援機関における記録等の情報やこれまでの生活歴、人間関係等様々な情報を交換し判断の根拠を明確にしながら、より自由の制限の少ない生活への移行を原則として、本人の最善の利益の観点から意思決定支援を進める必要がある。

例えば、次のような場面が「人生の大きな選択」として考えられる。

- ・ 自宅から施設やグループホーム等への入所を判断する場面
- ・ 施設入所支援における継続相談支援で、施設入所支援の継続を判断する場面
- ・ グループホームでの生活の継続を判断する場面
- ・ 本人の身体や生命の安全や権利擁護の観点から、やむを得ず身体拘束や行動制限を行わざるを得ない場合の緊急性、非代替性、一時性が本人の最善の利益の観点から妥当か判断する場面
- ・ 身体や生命に重大な影響のある医療行為を選択する場面

これらの場面については、本人の支援に関係する者や代弁者等の参加による意思決定支援会議を開き、意思決定支援の内容や結果と判断の根拠を記録しておくことが必要である。

2) 意思決定支援の仕組み

意思決定支援は、障害者に関わる者が意思決定に困難を抱える障害者に対して、日常生活や 社会生活等に関して、自分自身がしたい(と思う)ことが可能となるよう援助する行為であるととも に、それを可能とする仕組みを構築していくこととなる。仕組みを構築しておくことは、意思決定 支援に取り組む最低の基準となる。

意思決定支援の仕組みとは、意思決定支援責任者の指名(配置)、意思決定支援会議の開催、意思決定支援計画の作成の少なくとも3つの要素から成り立つと考える。誰を意思決定支援者に指名するか等具体的にどのような仕組みを作っていくかはそれぞれの事業所によって異なるであろうが、仕組み作りは最優先課題である。

① 意思決定支援責任者の配置

事業所は、意思決定支援計画作成に中心的にかかわり、意思決定支援のための会議を企画・運営し、事業所内の意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う意思決定支援責任者を配置する必要がある。意思決定責任者は、サービス管理責任者と役割が類似するものであり、兼務も考えられるところである。また、意思決定支援責任者は、自立支援協議等への参加など外部機関等と連携していく立場であり、事業所等の見解を代表する責任者となる。

意思決定支援責任者は、あくまで意思決定に関する支援会議の企画・運営、意思決定支援計画作成及び支援計画のプロセス管理等の責任者であり、利用者の意思決定を代行する責任者ではない。

② 意思決定支援計画の作成

事業者は、障害者の適切な意思決定支援を行い、質の高いサービスを提供するために利用者個々の意思決定支援計画を作成することが必要となる。計画は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、それぞれの意思決定の内容を改善していくこととなる。この一連のプロセスを管理していくのが意思決定支援責任者となる。

意思決定支援計画の作成に関しては、障害者の意向・好み、障害の態様や特性、意思決定の内容および人的・物理的環境、上記の意思決定支援の原則等に十分配慮して行うことが必要である。また、意思決定支援に関しては、本人を中心にして意思決定を支援していく体制を構築していくことが重要であることから、意思決定支援計画はチームで支援に取り組んでいくための共通言語となる。

利用者が適切かつ円滑に意思決定支援ができるよう、本人及び保護者に意思決定支援に関する説明責任を果たすとともに必要な支援を行うことが重要である。

以下に意思決定支援の一連のプロセスを掲げる。

1. アセスメント

本人の状態、決定する内容、その人的・物理的環境等を適切に把握する。また、利用者の決定能力、自己理解、心理的状況、意向や好み、望み、これまでの生活史、将来の方向性を含め多角的かつ客観的に把握すること。

2. 意思決定支援計画の作成

アセスメントの結果、個別支援計画やサービス等利用計画や障害児支援利用計画等の情報から課題及びニーズを整理した上で、個別の意思決定支援計画を作成すること。その際、それぞれの計画から独立して作成する場合と、それぞれの計画の中に溶け込ませて作成する場合が考えられる。

3. 意思決定支援の実施

プログラム等に則って具体的に意思決定支援を実施する。特に、支援開始時・終了後の職員間での意思の疎通・情報の共有を十分図ることが大切である。また、実践をフィードバックして知見を集積し、整理することにより意思決定支援の標準化を図ることも重要である。支援の経過・状況・結果等については記録として残すこと。

4. 実施状況の把握(モニタリング)

意思決定支援の実施状況の把握(モニタリング)を適宜行うこと。モニタリングに基づき、必要に応じて意思決定支援計画の変更(修正)を行う。

5. 意思決定支援実施の評価とフォロー

意思決定支援の評価を適切に行い、次の支援に活かすこと。評価を行う際にはエンパワメントの観点から、今後より意思決定が促進されるよう行うこと。意思決定支援後における評価とフォローについては、意思決定後の本人の状態、状況の変化について把握するとともに、本人の生活や人生がどのように変わり、本人の満足度を含めた評価を行うことが重要である。

③ 意思決定支援会議の開催

意思決定支援責任者は、個々の利用者のための意思決定計画の作成、事業内における意思決定支援の仕組みの構築、自立支援協議会等外部機関等の連携の情報の共有のために、意思決定支援会議の企画及び運営を効率的に行う役割がある。その際、本人及び保護者が意思決定支援会議に参加できるよう説明を行うとともに必要な支援を行うこと。

生活、人生、生命の各領域から支援会議等を考えると以下のようになる。

1. 生活の領域

本人を良く知る家族・職員等による支援の対象となる領域である。事案によっては、利用者をよく知る人単独あるいは少数の人による支援となりやすいので、複数の人による(外部の第三者も含む)支援会議の開催など意思決定支援の仕組みを構築することが必要である。例えば、意思決定支援責任者とスタッフ等による意思決定支援会議に、必要に応じて苦情解決第三者委員等を参加させることが考えられる。支援会議については、本人や家族はもちろんのこと、友人等も参加していただくとともに、会議の内容については職員が共有し合うことが重要である。

2. 人生の領域

本人を良く知る人による家族・職員等の支援の対象となる領域であるが、合わせて友人、地域住民、関係機関の職員等の支援会議への参加が考えられる。人生上の生き方を決める領域である故に、よく知る複数の人による関与のみならず、外部の第三者や相談支援専門員の参加も考えられる。

地域生活移行等の事案については、地域の自立支援協議会(権利擁護部会等)の中で、地域全体の課題として取り組んでいくことも必要である。その際、第三者的立場から、本人の権利を擁護していく専門家の参加も考えられる。例えば、施設や病院から地域生活への移行等の課題に対して、サービス担当者会議及び自立支援会議の地域移行部会等において課題を解決していくことも想定される。

3. 生命の領域

本人を良く知る人による支援の対象となる領域であるとともに、第三者、弁護士及び 医師等専門家の関与する会議を通して意思決定支援を行っていく仕組みを構築していく ことが重要である。医療措置に関しては、必要に応じてセカンドオピニオンを要する場合 もある。また、緊急時における意思決定支援に関して普段から決定の手順を考えておくこ とも重要である。サービス担当者会議及び自立支援協議会権利擁護部会等における意 思決定支援会議の開催等が想定される。

いずれの会議にも本人の参加を原則とし、必要に応じて保護者の参加も求め、会議の開始時には会議についての十分な説明を行い、終了時にはその決定内容の確認を行うことが重要である。

意思決定責任者は、利用者や家族からの意思決定支援に関する相談に適切に応じるとともに、必要な助言と支援を行う環境を普段から設定するよう努めること。意思決定支援の相談に関しては、障害の態様や特性に配慮して説明することが必要となる。意思決定支援責任者及び職員は、利用者及び保護者との定期的な面談や保護者に対する相談において、意思決定支援についての理解が深まるよう努めること。

④ 職員の知識・技術の向上

1. 意思決定支援責任者及び職員等の知識・技術の向上

意思決定支援責任者及び職員の知識・技術の向上は、意思決定支援の向上に直結するものであり、意思決定支援責任者及び職員の理念的理解、基本的態度の醸成並びに知識・技術の向上への取組みを促進させることが重要である。

意思決定支援を適切に行うためには、障害者ごとの特性、関連する制度の仕組み、関係機関の役割、障害者の権利に関する条約の内容等を理解することが重要であり、意思決定支援責任者及び従業者に対してこうした知識の習得に向けた意思決定支援研修の開催及び外部の研修に参加していくことが必要である。

意思決定支援責任者及び職員の知識・技術の習得を促すため、知識・技術の習得に関する具体的な研修計画等を立案すること。

2. 研修受講機会等の提供

意思決定支援責任者及び職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。具体的には自治体や障害者等関係団体が実施する研修等への意

思決定支援責任者及び職員の参加、事業所における勉強会の開催、事業所等に講師を 招いての研修会の実施、意思決定支援責任者及び職員を他の事業所等に派遣しての 研修、事業所内における意思決定支援責任者及び職員の自己研鑽のための図書の整 備等が考えられる。

サービス管理責任者は、従業者に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、事業所内における研修の企画等に当たっては、意思決定支援責任者及びサービス 管理責任者とが協働して対応していくことが望まれる。

⑤ 利用者と保護者等に対する説明責任等

- ・ 利用者と保護者に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容について の丁寧な説明を行う。特に、支援の内容、苦情処理の手順等の重要事項について は文書化の上、対面で説明すること。意思決定支援計画の内容については、その作 成時、変更時に利用者と家族に対して丁寧に説明を行う必要がある。
- ・ 事業所においては、利用者及び保護者等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる必要がある。意思決定に関する苦情については、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者と協働して対応に当たることが重要である。苦情受付に当たっては、職員の目を気にせず苦情を受付できるよう、苦情受付箱を設置するなどの配慮が必要となる。

このように苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築すること。苦情受付窓口については、本人や保護者に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、利用者や保護者に周知すること。設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応すること適切な情報伝達手段の確保し、知的障害及び精神障害(発達障害を含む)等の特性に応じて、利用者との意思の疎通、情報伝達への配慮を行うことが重要である。

・ 関係機関等に利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、予め文書により本人及び家族等の同意を得ておかなければならない。意思決定援責任者及び職員は、秘密保持等の責務を果たすことが求められ、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らしてはならない。

3) 意思決定支援における連携

① 相談支援事業との連携

サービス等利用計画(案)(障害児支援利用計画(案)も含む)は、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成するものである。

個別支援計画は、サービス管理責任者が、それぞれの事業における適切なサービス 内容について、それぞれの利用者のニーズや課題に応じて作成された支援計画である。

意思決定支援計画は、意思決定支援責任者が、上記のサービス等利用計画(案)及 び個別支援計画との整合性を考慮して、個々人の意思決定支援のニーズや課題に基づ いて作成するものである。これら三つの計画が連動して機能することによって、利用者に 対する支援がより良いものとなっていくものであり、この一連の繋がりの重要性を認識する 必要がある。

サービス担当者会議に参画する意思決定責任者は、サービス等利用計画(案)や個別支援計画に連動した意思決定支援計画を念頭に置いて、利用者の最善の利益の観点から意見を述べることが重要である。サービス等利用計画のモニタリング時には、その時点までの意思決定支援の状況を踏まえて、課題への達成度や気づきの点等の情報を積極的に伝える必要がある。

② 学校との連携

児童の生活、発達支援の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。児童の意思決定に関して学校との間で情報を共有しておく必要がある。学校との間で支援内容の整合性や相互理解を深めるため、学校に置かれている外部との関係機関との調整の役割を担っている特別支援教育コーディネーター等から個別の教育支援計画等についての情報提供を受けるとともに、意思決定支援計画書を特別支援教育コーディネーター等へ提供すること。その際、相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画との調整を図っておく必要がある。

③ 医療機関等との連携

利用者の健康やけが等に関して、普段から利用している近隣の協力医療機関と連携していく必要がある。特に、医療的なケアに関する意思決定支援の必要が生じることを考慮して、主治医等との連携体制を整えておく必要があることから、普段から障害特性の理解や障害特性に応じた意思決定支援方法に関して共通理解を図っておくこと。

意思決定の支援が困難な事例等については、専門機関からの助言を受けること等により連携を図りながら適切な支援を行っていくことも考えられる。意思決定支援を通して養育者や保護者による虐待(及び疑われる)のケースについては、児童相談所、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。労働機関等との連携就労に関する意思決定の支援を確保するため、ハローワーク、障害者

職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携を図ること。また、その専門性 を活用することが重要である。

④ 自立支援協会等との連携

地域における意思決定支援の仕組みを構築していくために(地域自立支援)協議会権 利擁護部会等へ積極的に参加する等により関係性を構築しておくこと。すでに述べたよ うに、意思決定の事案に関して、必要であれば自立支援協議会の権利擁護部会(意思 決定支援部会を含む)において第三者の関与のもと意思決定の支援を図っていくことが 重要である。

例えば、施設や精神科病院からの地域生活への移行に関して、周囲の関係者は積極的でなくても、本人の最善の利益の観点から自立支援協議会の調整により地域生活への移行の取り組みがなされることが求められている。その際、必要に応じて第三者的立場から助言ができる学識経験者等を参加させることが望まれる。

⑤ 成年後見人等との連携

意思決定支援に関して後見人、保佐人、補助人との連携を確保すること。この連携に関しては、後見人、保佐人、補助人等は、意思決定支援に関するチームの一員としてその役割を果たしていくことが重要である。意思決定支援会議やサービス担当者会議、自立支援協議会等を活用してチームによる意思決定支援が可能となる仕組みを構築していくこと。

⑥ 当事者団体等との連携

本人の意思決定をエンパワメントする観点から、当事者団体のメンバーからの支援を 積極的に活用することが重要である。そのために当事者団体との連携を確保することが 重要である。特に、情報の提供・把握・伝達に関してピア・サポーターの存在は重要であ り、積極的に活用していくことが望まれる。

4) 意思決定支援委における危機管理

意思決定支援に際して生ずるリスク対して、危機管理(リスクマネジメント)の観点から対応していくことが必要である。そのために、事業所等全体で危機管理(リスクマネジメント)に取り組む体制を構築していくことが重要である。また、危機管理(リスクマネジメント)を強調するあまり、利用者の意思決定の権利が侵害されないよう注意すること。

危機管理(リスクマネジメント)の取り組みは、意思決定支援責任者や一部職員のみによって達成しうるものではなくチームで取り組むことが求められる。取り組みを行って明らかになる問題点等については定期的な検証や必要な改善策を講じることによって質の高い取り組みが行われるよう、継続的に改善、発展させていくことが重要である。

(4) さいごに

知的障害者福祉法等の改正により、「市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。」(第15条の3第1項)とされ、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮するとともに、常にその立場に立って支援を行うように努めなければならないとされた。知的障害者が、かつては自分自身では何も決められず、自立(自律)した生活が困難と長い間考えられ、一方的な施設への入所など知的障害の人権が侵されてきたことを考えれば、知的障害者の「意思決定支援」がクローズアップされたことは好ましいことである。

意思決定の支援を必要としている知的障害者等のために、誰が意思決定を行うのかと問われると、家族や施設職員など知的障害者を良く知る人が行うことが望ましいと言われる。知的障害者その人を良く知る「身近」な人ぬきには支援は考えられないが、一方「身近」であるからからこそ本人の最善の利益の確保の観点からの見解の相違も出てくると言えないであろうか。また、欧米においては意思決定(自己決定)の議論が、知的障害者自身の意向を聞くことなしに施設に入所をさせてきた経験の反省からうまれてきたことを考ええれば、わが国においても、本人の意向を丁寧に聞いた上での施設への入所がどれだけの数あっただろうか。十分な意思決定支援なく施設入所を強いられてきた知的障害者に関して、施設現場で「意思決定支援」を語ること自体が大きな矛盾を孕んでいることになるのではないだろうか。障害者の意思決定支援を語るのであれば、すべての知的障害者にその意向を真摯に聞くことでしか意味を持ちえないのではないか。

知的障害者の最善の利益を考える場合には、身近な支援者のみならず家族等でない第三者が関与する仕組みが是非とも必要となる。意思決定の支援の必要な知的障害者等の日常生活レベルの自己決定を支援するのは、その人をよく知る人たちが望ましいが、しかしその関係はあまりにも親密圏にあるが故に最善の利益の判断に関して十分ではないこともある。入所施設から地域生活への移行などの進んでいない状況を考慮すれば、知的障害者等の意思決定の支援に、自立支援協議会等における第三者の関与によって、本人の最善の利益に関して検討できる場の設置が是非とも必要と考える。

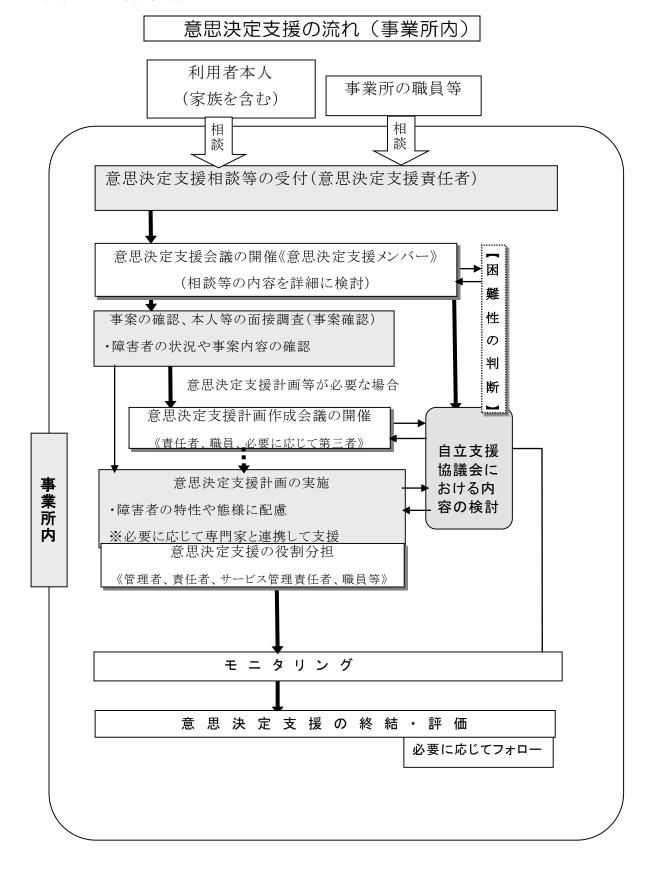
障害者総合支援法においては、「どこで誰と生活するか」について障害者自身が決定していくことが法律に規定されるとともに、障害福祉サービスを利用するすべての障害者に本人の意向に沿ったサービス等利用計画の作成が義務付けられた。意思決定支援を必要としている障害者すべてにも、意思決定支援計画の作成が義務付けられるべきではないでないであろうか。それにより始めて、意思決定支援に関する現実的な取り組みがはじまるだろう。

参考文献

イギリス2005年意思能力法・行動指針、 監約:新井誠、翻訳:紺野包子、

民事法研究会、2009年

図表 2 意思決定支援の流れ



図表 3 意思決定支援責任者養等成研修プログラム (案)

科目名	時間数	内 容	
I 講義	6		
1 意思決定支援の基 本的理解 2 意思決定支援の基 本的技術の理解	3.5	①障害者の 意思意とは 変援とは ② 意援の まの を を を を を を を を を を を を を を を を を を	□ 本研修の対象者とは □ 意思決定支援の定義 □ 意思決定支援の背景 □ 意思決定支援の原則 □ 意思決定支援における配慮 □ 意思決定支援における配慮 □ 意思決定支援の分野 □ 意思決定支援会議について □ 事業所内の仕組みについて □ 地域における仕組み作り □ 支援の基本的な枠組み
一个中分及 四マン在 万年		金実践報告	 □ 支援の基本的なプロセス ①情報の提供 ②意思決定のアセスメント ③最善の利益の算出 ④意思決定支援計画の作成 ⑤モニタリング ⑥評価とフォロー □ チーム連携による支援 □ 意思決定支援の仕組み作り ①事業所内における構築 ②地域における支援 □ 生活領域における支援 □ 人生領域における支援 □ 生命領域における支援 □ 生命領域における支援 □ 緊急時の支援
Ⅱ 演習	6	内 容	
1 意思決定に関する 情報提供と同意	1	①情報提供 と同意	□ 情報提供の方法 □ 選択肢の設定等 □ 同意の確認方法
2 利用者のニーズの アセスメントと支援計 画	2.5	②支援のプロセスとその 管理	□ ニーズの把握方法□ ニーズから支援計画へ□ 支援の評価とは
3 意思決定支援体制 を構築する	2.5	③連携による 支援体制と の構築	□ 事業所内チームの実際 □ 自立支援協議会との連携による地域における支援体制の構築

			グループ討議/まとめ
合計	12		

Ⅲ 成年後見制度の利用促進について

1 アンケート調査(ヒアリング方式)の結果・考察

検討委員会は、利用促進の方策について、特に親族後見に対する支援方策について、利用者へのヒアリングを実施して親族後見に対する支援方策が効果的かどうかを調査し親族後見を活用している実態を把握することとした。

昨年の 1300 人の家族の聞き取り調査の結果から、利用動機の二大要素が「預貯金の管理」「障害福祉の契約」であつた。さらには後見人への報酬支払いによって「親族後見の活用も促進策の一助」となる事が判明した。そこで親族後見を活用している実態について平成 25 年度の調査結果をさらに検討するために利用者へのヒアリングを実施した。

調査実施場所 佐賀、大阪、富山 調査時期 1月から2月

調査方法 ヒアリング

調査項目

1 基本情報

- (1)障害者本人の状況:年齢、性別、障害種別、現在の住まい、自宅の場合家族との同居状況、主な日中活動
- (2)成年後見制度の利用状況:利用開始時間、申立人、後見類型、後見人、後見監督人後見 支援信託、後見支援信託
- 2 成年後見制度利用の現状:制度を利用することとした理由・動機、後見人としての活動内容、制度を利用して良かったメリット、デメリット
- 3 今後の成年後見制度利用: 今後成年後見制度を利用する上で必要な事、将来的な制度利 用意向
 - 4 成年後見制度に対する意見・要望

図表 4 ヒアリングシート

1基本情報

(1)障害者本人の状況

年	三族令	〇〇代
性	別	男、女
陼	き 害種別	知的障害(重度)、知的障害(中軽度)、精神障害、発達障害、
		身体障害、その他(具体的に)
玗	在の住まい	自宅、入所施設、グループホーム、病院、その他(具体的に)
	(自宅の場	母 (★代)、兄 (★代) の★人家族
	合)	主たる介護者は、母
	同居家族	
主	な日中活動	生活介護事業所に通所

(2)成年後見制度の利用概況

利用開始時期	2000年 〇月
申立人	母(○代)※弁護士により代理申立
後見類型	後見、保佐、補助、任意後見、
後見人	母 (○代)
後見監督人	あり (弁護士)、なし
後見支援信託	あり、なし

- 1.2 成年後見制度利用の現状
- (1)制度を利用することにした理由、動機
- (2)後見人としての活動内容
- (3)制度を利用してよかったこと、メリット
- (4)制度を利用して困っていること、デメリット

【聞き取りから得られた知見】

1 基本情報

- (1) 基本情報 本人の属性としては、年齢は、30歳代が3人、40歳代が10人、50歳代が2人。障害程度は12人が重度、1人が中度(全員、後見類型)知的と身体の重複が2人。住まいは、施設入所が6人、自宅から通所が3人、ホーム暮らしは6人で、日中活動は生活介護9人、入所の生活介護5人、就労継続B1人であった。
- (2)後見人の属性は、申立人は父が2人、母が9人父母での対応が2人、兄・妹がそれぞれ1人ずつだった。後見人は、申立人とほぼ同一だったが父だけで申請して父母で後見人となっている家庭があった。申立時の親の年齢は、60歳代と70歳代であった。
 - 2 成年後見制度の利用概況
- (1)現状 成年後見を活用するきっかけは、相続によるものが6人、将来の「親亡き後の不安」と「財産管理」を挙げた家庭は7人であった。残り2人は地域でのトラブル、もしくはそれに備えての対応であった。「身上監護」については、今のところ親や近親者でやっているため、何ら変化はなく、動機には挙がって来ていない。
- (2)後見人としての活動内容は、現金出納帳を付けたり、預貯金の管理等については、当初は面倒な思いをした時期もあるがなれてくるとさほどの負担感は無いとされた。
 - (3)活用してのメリットとしては、「将来の安心感」が挙げられた。
 - (4)細かな財産管理の面倒さを除けば、特にデメリットは聞かれなかった。
 - 3 今後の成年後見制度利用
- (1)今後のこと 親が後見人になったが、自身が高齢になり、いつまで続けられるか不安がある。もし、第三者が後見人になると報酬が発生することに対する不安が大きい。
- (2)近くに本人の兄弟姉妹がいるという家庭環境であり、第三者への報酬問題もあって、今のところ兄弟姉妹に委ねたい、と希望された。ただ、親がなるのは一時的なステップであり、法人後見へつなぎたいとの思いを持つ方もいた。しかし、身近に活用できる見通しが無い事を嘆いていた。
 - 4 成年後見制度に対する意見・要望
- (1)意見・要望 「利用に至るまで」の課題については、富山での聞き取りでは、施設利用の保護者会の中で学習グループを作り対応を進めた結果、口を揃えて「ひとりではできなかったが、仲間がいたからできた」と報告があった。また家裁との調整もこのチームで上手に対応が進み、年金の活用を「帰省時の小遣い等」を一律で決め(年3回。一回6万円)、その範囲内であれば家裁に確認をせずに自由に使うことができるようになり制度を活用してのメリットに挙げられた。

(2)デメリットについては、代表的な意見としては、事務手続きが煩雑で、裁判所に近くなく、仕事を休んで手続するなどをすることが大変だった。報酬付与があることは事前の説明で理解できていたが、年金で本人の生活の全てを賄うだけで精一杯であった為、第三者の成年後見制度を利用するのは難しく、報酬の支払いをしなくてもすむ保護者が就任することを決めた。本来ならば、親亡き後を考える親が元気なうちに第三者に任せたい。

【まとめ】

富山の例では親同士のピアなサポート体制が功を奏した。その意味では身近な関わりの中で後見制度の必要さの認識にとどまらず、継続的な支援と、必要な相談ができ、安心できる、支援体制が有効であり、必要である。

今後についての意見では、今のところ、親の次は兄弟へ頼むつもり、という意見があった。兄弟だから積極的に頼みたいというよりは、第三者後見人へ頼むと、報酬を支払わなければならず託すお金が少ないと本人の負担が大きいことが理由に挙げられた。早急に解決が求められるため何らかの策が必要になるが、法人後見が望ましいと考えている。実際には法人後見の仕組み作りには時間と手間をかける必要があるため、法人が立ち上がるまでのつなぎとして、とりあえず親が後見人になる必要があると思われる。また後見信託には次のようなコメントが寄せられた。今後、こちらが望まなくても後見信託を利用しなければならないと裁判所から言われた。少しまとまった費用が必要な場合はいちいち報告書を提出しなければならないとのことだった。要は「悪用されないため」ということだったが、身の周りのケアのすべてをしている親に窮屈な思いをさせないでほしいと思う。悪用する人もいると言うが、きちんと管理している人もたくさんいるのではないか。また次のような声も寄せられている。第三者に担ってほしい。兄弟に余計な負担をかけたくない。第三者がきちんと管理してくれるか心配。年金と少しばかりの財産では報酬は十分に支払えないため、どれほどの知識と経験のある人が後見人になってくれるかどうか不安がある。公的な制度で障害を持つ人たちを守ってほしい。信頼できる法人後見人に全てを託したいと思っている。

親族後見の多くは財産保全であり、サービス利用契約のために積極的に後見制度を使う事例に出会うことは無かった。この傾向は現状を色濃く反映していると思われる。そのため裁判所でも財産保全を前提に後見信託利用を進める傾向があると推察される、現行制度の課題と法人後見の可能性は、3章にまとめて整理して課題をさらに明確にしたい。

図表 5 成年後見制度利用促進 親族後見実態調査 ヒアリング 結果

No.		1	2	3 (回答は	4	5	6	7	8	9
1 基本情	· 報			母)		<u> </u>				
	者基本状況									
地域		佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	富山	富山	富山	富山
年齢		30代	40代	50代	50代	30代	40代	40代	40代	40代
性別		女性	女性	男性	男性	男性	男性	男性	女	女
障害種別		知 的 障 害 (重度)	知 的 障 害 (重度)、 身体障害	知 的 障 害 (重度)	知 的 障 害 (重度)	知 的 障 害 (重度)	知 的 障 害 (重度)	入所施設	知 的 障 害 (中軽度)	知 的 障 害 (重度)
現在の住まし	N.	グ ル ー プ ホーム	グループ ホーム、自 宅	入所施設	入所施設	グループ ホーム	入所施設	入所施設	自宅	ケアホーム
	(自宅の場合) 同居家族		母70代との2 人家族 主 たる介護者 は母						父60代、母 70代、兄40 代の4人家 族。主たる 介護者は母	
主な日中活動	bb	生活介護、 行動援護	生活介護	入所施設生 活介護	入 所 施 設 生 活介護	生活介護	生活介護	入所	通所	通所
(2) 成年	F後見制度の利用概況	11 則 抜 礇		百万 慶	百月 曖					
利用開始時期		2009年4月	2005年9月	2000年12月	2014年2月	2012年10月	2010年5月	2010年5月	2008年4月	2013年4月
申立人		母 50代	母70代	兄 50代	妹 40代	母 50代	父 60代	父母 60代	父60代	母 60代
後見類型		後見	後見	後見	後見	後見	後見	後見	後見	後見
後見人		母 50代	母70代	兄50代	妹 40代	母 50代	父 母 60 代 複数後見	父母60代	父60代	母 60代
後見監督人	美見支援信託	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
後見支援信託	ŧ	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
1.2 成	年後見制度利用の現状									
制度を利用す	ることにした理由・動機	身等守なういら気将て顔き確とためないたよて親うに人生こしいます。 公来本でる認思。 という ひがん かいがん かいしょ かいしょ かいしゅう はいしゅう はいしゅう かいしゅう かいしゅう はいしゅう はいしゅう かいしゅう かいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう かいしゅう はいしゅう かいしゅう はいしゅう はいしゅう かいしゅう はいしゅう はいしゅう かいき かいしゅう はいしゅう はいしゃく はん はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいましゅう はいしゅう はい はいしゅう はい	理制しならなった しならなか。 たため。	父親の 様と がな相きめ がな相きめ にたか のするに たか の もの もの もの もの もの もの もの もの もの	がくにをに制立 がた後割め見し がた後割め見し	父し等割手要た 観、不適の書 の の き 感 と め 。 。	親なきあとの不安と、預理	観亡き後の好安、管理	将来の不安を少しでも軽減	親なきあとの不安の管理
後見人として		グホ人をけ月者時確月らにうか認るがはけこるな社会り判でルーの一で1会に認の少預がなを。か連補と。い会に、所いつに遭額る保あ高、定多たいので院むを寸あかは祉ね庭尋。本い預。護るを来かめほの確い代時受る ら県士た裁ね本い預。護るを来かめほの確い代時受る ら県士た裁ね	特人一しで「ててし」というでは、というでは、とないなりで、とないなりでかいいなりでからいいでしています。		らは、半年 に一度の報	見事務報 告、本人の 財産管理は	保盗らて遺銭な担い。 護委情でのは、な 会会を。のが、な 会会をよのが、な	帰省のや浴光ののや浴光のでは、	預貯金の管出・動帳	

N o .	1	2	3 (回答は 母)	4	5	6	7	8	9
1.2 成年後見制度利用の現状	l	l		I		l			
制度を利用してよかったこと、メリット	ぜずめの級手活兄明たいにれ年+当で姉が。 (書でるもきなり)な (書でるもきがが、)	特にない。	兄最てうこそくにが後くにとううれなったっとうれなったがでう。	特にない	本(財で区務し財のでこる人家産き別を、産も管と。と族にちす理本をの理がと、産も管と。	将来の安心感	金銭的にしたきという。	将来の安心感	預理をとのが将感 金出け、産っのが料来。 を開発した。 を開発した。 を で が り、 で が り、 で が り、 で が り、 の で が り、 の で が り、 の が り、 の を う の を う の を う の を う の を う の を う の を う の も う の も の も う の も の も う の も の も う の も う と う と う と う と う と う と う と う と う と う
デメリット	ホ理んでいか当度あもでいがり見と家係な一人ともるるにのる報取。い第に、族がるのき理っで、低活とななしく者る人の薄うのき理っで、低活とななしく者る人の薄うない。	らく信しな裁言ま費なち書ならこ「ないがて託なら判わと用場いをけなと悪いうとない。用為こ望もをけな所れまが合ち提ればと要さ」とといい。用為ことをいうがなりません。た要い告しなのはれとだな見用ばとら。た要い告しなのはれとだなります。		預のどいおはやるはが面金で難。金施っの少、倒なてでな報くない理がく負い告さな報く はい告さ		余事あ変。	今にいいずの補る。 で通しい足護でい でで、おっ。 でで、おっ。		毎をと、や保・日出いたの倒。
1.3 今後の成年後見制度利用									
今後成年後見制度を利用する上で心配な事	本親高まる判落時で三上でうがちに供と人のいっ。断ち、託者手き、小かもがととりにて親能で安せ機にる子さら情必思り齢決い自力い心る関移よどい家報要う。 かがくし第に行 もう族提だ。	年かでと思いてと			人の代と の代ど人の で本を守っ でれる でれる	身上監護の 一部 報と う。報に ついする 公的支援が			ブ後なう必る年払えに、られば、いからは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

N o .	1	2	3 (回答は 母)	4	5	6	7	8	9
1.3 今後の成年後見制度利用									
将来的な制度利用意向	まれた時か ら親に甘え ることない 自立を強い	するとすれ			余をな者とく配年ば産は払めど経人にれかるなけ、き埋る とりは分なけな、の繋がなる不。とりは分など和の後っかどのかなける。といいのないがのかないが、のないでは、し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	信法にし思る。	今ろおつすの伝のてう。 とこ弟すでだ中いかと にる んでるる との (なる) からの (なん) か	3歳上の兄が 引き。その後 は第三者	姉にしてもらいたい。
1.4 成年後見制度に対する意見・要望					制度で障害 を持つ人た ちを守って ほしい。				
1.4 成年後見制度に対する意見・要望	利用に至る	利用に至る	利用に至る	利用に至る	利用にいた	適正な制度	私自身が病	利用に至る	一人ではな
制度を利用してみて見えた課題とその解決策	い言葉で 解して が の 変 り が の が の が を 身 が の が り が り が り が り が り が り が り が り り し り り し り り れ り に り れ り に り れ り に り り れ り に り り れ り に り り れ り に り れ り に り れ り に り れ り に り れ り に り た り と り と り と り と り と り と り と り と り と	ま亡安強でが変だった。	を手め士に「ん準いい万どの機にの行お、備て(11ほ)にの出こたさるでは、「11ほ」というは、「11ほ」というは、「11は」というない。	やのくわたほながらかいて何続っで負っ何にも最って負っ何にやらいときてそ担たも最っ大いとさいるがいれば 知初て変	度良か要て務進が早制のくっに何手め、く度に何手め、く度と続てもにのと続てもにのない。	改正(医療同意等)	気切るなった。	まなし。	かなかで、
	て1状告でかあにといりの等簡なたりす正に収の単いだ簡ぎに、単るつ	し淡をいてるばをなく記る負と、作がと載。荷す報成ら収しあがれ告す	て畑換にが百使全しでいをえ相、万うく、きら現て続そ円あな解ないまな解ない釈いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	てから:本 人が亡くな	迷た接聞立なにから数くてい相にいる。と親くてい相にがし気しし直に手ら軽た		そルのの手たく軽か、グ見たぐ の一部でを参うです。 では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	てから:事 務作業が多	

			_		1	ī	1		
N o .	1	2	3 (回答は 母)	4	5	6	7	8	9
1. 4 成年後見制度に対する意見・要望			<u>₩</u> ,						
制度をスムースに利用できるようにするために必要な事	本ば金毎くいがもに額6るか経のなけがの月生るあな、の経のと費中いた。るいそ年費は思をでのはましまでののを登らします。かかいのできば思をがあかり、のでは、かかいが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが		もり知い年は費な本の度きい。やして本の分支。 (位) は人中な払 負いがよわくほ人中な払 負いがよおので終え 担制で		年金の中で は十分な経	経て支組は見めい。	後ま費身な代作方思見で・体のはつがう。	法人後見制 度の設立が 急がれる。	
1.4 成年後見制度に対する意見・要望									
その他	親サ業第と日やボか適でセ期い同1まのく人がとクえでい親たのく外とににれ配、一者三し々相一に切きング・人がでで、(関で体るき。はめよがの同き動る。福ビ以者での談ト財にるタセー人らをは複機カチ制これ 本にう、人じめいの継にのの産管後一た が1すな数関るエをしまった。人じめいの本の関 活サほを理見に が0る の)こッ整が良 の然動以親うかく心事の関 活サほを理見に が0る の)こッ整が良 の然動以親うかく心		た迫い後要前に必のか共て父なに払うが、のて子人と親見には、をがび下戸れなを実で、済がが下戸れなるで、実い供が思自人なな かのな本がるつのは、 はなに必う身がるい けでく人支よたぶ	後見人のな り手が少な いのではな いか。弁護	第年被財をにし後弟取ほ子後となった。というでは、「はない」というには、「はない」というには、「ない」というには、「ない」というには、「ない」というには、「ない」とは、「ない」とは、「ない」とは、「ない」		子年財ののえ内かと生命でころでない。ととする。		

No.		10	11	12	13	14	15	16
1 基本作	青報							
	者基本状況			1	1		<u> </u>	
地域		富山	富山	富山	大阪	大阪	大阪	大阪
年齢		40代 女	40代	40代 男	40代	40代	30代 男	60代 女
性別				知的障害重				女
障害種別		知 的 障 害 (重度)	知的障害(重度)	度、身体障害	知 的 障 害 重度	知的障害重度	知 的 障 害重度	精神障害
現在の住まり	N	入所施設	入所施設	自宅	自宅	グ ル ー プ ホーム	グ ル ー プ ホーム	病院
	(自宅の場合) 同居家族			父母70代、 兄40代の家 族と7人家 族。主たる 介護者は母	父、母、70 代 兄40代 の4人家族	人家族。王 たる介護者 は母		夫との二人家 族 主たる介護者 は夫
主な日中活!	B b	入所	入所施設	通所	就労継続B型	生活介護事 業所に通所	生活介護事 業所に通所	入院中
(2) 成4	年後見制度の利用概況							
利用開始時	ij	2010年5月	2010年5月	2010年5月	2010年12月	最初母が後 見1①、その 後複数後見 に移行② ① 2008/12 ② 2007/7	2000年12月	2003年6月
申立人		母60代	父母60代	母60代	母70代	母70代	母70代 弁 護士の代理 申立	夫70代
後見類型		後見	後見	後見	後見	① 後見、 ②複数後見 (東東見成 年後メラー)	後見	複数後見
後見人		母 60代	父、母 60 代	母60代	母70代	母 70代	母 70代	夫60代、社 会福祉士
後見監督人名	後見支援信託	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
後見支援信息	Ħ	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	でなることにした理由・動機	親なきあとの不安管理	会を通し	親なきあとの不安、管理	ブい要やれ護談依に不を族のに正を 合当本がで相式す を な人さ弁 なる	①入所施の 所施への おい被観の で見い、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	相続手続、手続関係の 金続(骨金板の がりが がありが を がある。 (本の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	精発療と保る時度身だ入る適者見たとにと士見た神症保な護夫保あ赴つ院た切と人方い至社が人と護っ者が護り任た継めなしをがうり会複に失し護っない。 おいった (者) 中た続に保て立よ判、福数なを医院があ当制単 めすも護後てい断夫社後っ
後見人として	の活動内容	本書け、後見で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	出納長り けたり 保 い で し こ 、 の 保 い の の の の の の の の の の ら っ 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	入り使の管いどたしらな収取き分を書いま所、小の領理コ大。、は金書っ、はしいと手た異日お書数一だか年大のけお段納かほわとまた。 なの多なっ かき領 の簿りしれな 金の多なっ かき領	にどこから も支援を受 けていな	金契しそ荷いの会情情し専の任見らる銭約でこをな会員報報で門支後の受増行いま感い活同変をい職接複法け埋為るでじ。動士換入るかは数人で埋める。負て親やので手。ら受後かい、を。負て親やので手。ら受後かい	お理身負ないと前い。	本預か年くた管保身主日けどは士し人貯が金りた管保身主日けどは士に不き、でしめはの監体外れ報会おいい。 大会 は 大やて財通み護み泊な告福願た。 はの受 書祉い。

N o .	10	11	12	13	14	15	16
制度を利用してよかったこと、メリット	ETCが使 えるように なった。	親世も・はの金てたでにな話で・、使をいかさる以とた別か区よた。 使ってな、るったさい。 なったでに	ETCが使 えるように なった。	本人財産の 明確化		親のとして の活動が法 的に認めら れる。	障金遡で専がた一時を書かた一時を書かた一時を書かた一時を書かた一時を書かた一時を書かたの見 分当っ金な思
デメリット	コピーが面倒	出納領収を保管がが、日本のでは、日本	本まとい、竹の花ができませんがす。	管しの堅苦	①時設自をたに所GHとやいいくっついたとででは、では、できてでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	ない	特にない
1.3 今後の成年後見制度利用							
今後成年後見制度を利用する上で心配な事	第人はけはえめ心をない。このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、	親にる酬な来考年らとと助いう。がな間はいのえ金支は思がい。後つは請がこるの払難うあととって、求、とと中うし。れ思くい報し将を、かこい補ば	なくなって 第三者に頼 むと報酬が	特にいない	の分と親たのやとす後よ知は思がこよ生役る見っか難うしとう活割の人ていしがてをに介分かに財い、きどGH	院つ意後よ管方やい等見っ理に関係のに財考がのは対考がのでは対考がある。	夫分よ療い要を宅険をる悪しが時人がれのあ思体続不るでがりをる分受にサ入。化て逃にで困か後りう力で安。る2街行た護け介一れ症しい院夫の難ら見た反的きがる年析っめ認、護ビて状入るし婦生。も人い面にるある年析っめ認、護ビて状入るし婦生。も人い面にるあ自前治て、定自保スいが院妻た二活こ妻でと、継か

N o .	10	11	12	13	14	15	16
1.3 今後の成年後見制度利用							
	第三者にお願いするしかない。	兄がいるので託したいと思う	本一はるし心本した の応っなが、おいのないでは、 がよりででは、 がいないでは、 がいないでは、 かいないでは、 がいないでは、 いっとは、 いっと。 いっと。 いっと。 いっと。 いっと。 いっと。 いっと。 いっと。	兄が申し出 てくれたの で移行する 予定、	複なまいたな者た思が不後、話た、で代出わ、きかいたな者た思がれない。といい、これによる。	ど託 うかん とうにこう かんとう とういん でんころ ところ	自いが状て一人でおいり見ななも後る続し、のいきい見ななも後る続しまいかきい。
将来的な制度利用意向							
1. 4 成年後見制度に対する意見・要望	△□は対が▽	ı	何まわから	利用に云ス	利用に云て	利用に云て	利用にある
制度を利用してみて見えた課題とその解決策	今兼で、良ずきにい。になっらいで人		れたりした 時には取消	利ま士た作だのでは、なって、おいでは、おいでは、おいでは、なって、おいでは、なって、おいでは、なって、おいでは、おいでは、ないでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、	利まが時間たされている。 知じ、神 で、神 で、神 で、神 が、時間 た。れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れれば で、れる。 と、れる。 と、、 と、、 と、 と、、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	利ま無。 和 ま 無 。	利まの数進め申きにめにか預低入た者無をらな困い用で段後めて請は任、間っ貯くもた後報始複のっ。に:階見るいや専せ特題た金年なめ見酬め数でてに:階見るいや専せ特題た金年なめ見酬め数ででない。続職た な※が収っ三は用か見になる立複で決。続職た な※が収っ三は用か見にな
				利用を始めめて 苦しさ。	利用を始め から: 施 設とのやり とり	利用を始めめれる おから おんしゅう おいま おいま からい おいま といっという といっという という という という という という という という という という	利用を始め から: 施 とのやり とり。

N o .	10	11	12	13	14	15	16
1. 4 成年後見制度に対する意見・要望							
制度をスムースに利用できるようにするために必要な事	にしたから できた。	申誰でし理いるをるとして初と章にが助くい。しての、解してが助くい。し人良いできにが助くい。		親がしてい してとる 緒で、別 段な い。	者後見人受		難きて人でがもムむ い手れ助れれとズにう。 したく、くいっ一と思 いっし人 がもムむ
1. 4 成年後見制度に対する意見・要望							
その他	手うかられた。 が簡る が簡る						

2 成年後見制度の利用促進に向けた説明会試行の結果・考察

(1) 説明会試行の目的

本研究の先行研究である、平成 25 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「意思決定支援並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査研究」(実施主体:全日本手をつなぐ育成会)では、成年後見制度の利用動機について、預貯金の管理、相続手続、施設・事業所側からの働きかけによる福祉サービスの契約といった「必要に迫られて」の消極的な利用が大半であるとの指摘がなされた。

また、成年後見制度の利用が進まない阻害要因として、親を中心に親族が健在の間は代理契約で対応できるため制度利用の必要性を感じない、制度の内容をよく知らない、相談先が分からない、手続が煩雑である、後見人等への報酬支払への不安がある、制度への不信感があるといった実態が明らかにされた。

こうした阻害要因をなくし、障害福祉サービスの利用の観点から本人の権利を擁護することを 目的として制度を「積極的」に利用するためには、申立権のある親族に対して、制度に関する適 切な情報を提供して利用意欲を高めるとともに、報酬支払等の面で抵抗感が少ない親族後見を 積極的に活用することが望ましいとされた。

そこで、本研究では、親族を対象として成年後見制度に関する説明会を試行し、制度の基本的な説明を行うとともに、親族が抱いている制度利用に伴う懸念や不安を解消できるような情報を提供した。その試行結果をふまえ、説明会の開催が成年後見制度、とりわけ、親族後見の利用への動機付けにつながるかについて検証するとともに、成年後見制度の利用促進を目指して本人や親族にも分かりやすい制度説明資料を作成した。

(2) 説明会試行の実施経過

本研究の検討委員がネットワークを有する埼玉県、富山県、大阪府、佐賀県において、育成会や家族会に協力を依頼し、平成27年1月~2月に開催された当該団体の定例会議や研修会の一部時間帯を説明会試行に提供いただいた。

説明会では、最初に、参加者の基本情報、成年後見制度に対する意識を把握する事前アンケート調査を実施した。次に、検討委員または有識者が30分から1時間かけて成年後見制度に関する説明を実施した。説明資料は、検討委員会で作成した基本版をもとに、参加者の状況に応じて当該地域を担当する検討委員が加工したものを使用した。最後に、事前アンケート調査と同じ項目を使って、再度、成年後見制度に対する意識を把握し、説明を聞くことで意識に変化があるかを検証する事後アンケート調査を実施した。

具体的な説明会の実施場所、参加者数は以下のとおりである。

図表 6 説明会試行の実施経過

地域	説明会の実施場所	参加者数
埼玉県	・精神障害者家族会4つの中核メンバー会1ヶ所	10
富山県	・市育成会の研修会 1ヶ所	42
大阪府	・市育成会の保護者会(制度説明を何度か聞いたことがある保護者中心) 1ヶ所・市育成会保護者を対象とした研修会(初めて制度説明を聞く保護者中心) 1ヶ所	62
佐賀県	・市育成会の役員会 3ヶ所	26
合計		140

(3) 説明会試行における参加者アンケート調査の結果

説明会の開催が成年後見制度の利用への動機付けにつながるかについて検証するために、 説明会の最初と最後に実施したアンケート調査の結果は以下のとおりである。

1) 参加者の基本情報

障害者本人の年齢をみると、30 歳代 35%、40 歳代 31%、20 歳代 16%、20 歳未満 13%となっている。

障害者本人の性別をみると、男 56%、女 43%である。

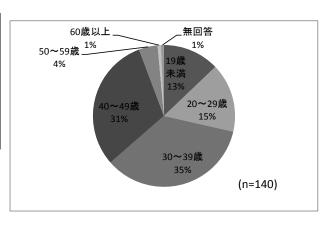
障害者本人の障害種別をみると、知的障害(重度)56%、知的障害(中軽度)36%で、知的障害が最も多いが、身体障害9%、精神障害7%、発達障害6%の回答もあり、障害種別全体を網羅している。

障害者本人からみた参加者の続柄をみると、母 80%が最も多く、父 12%、兄弟姉妹 2%となっている。

成年後見制度の利用状況をみると、制度を利用しているのは参加者 140 人中 1 人のみ (親族による後見)である。

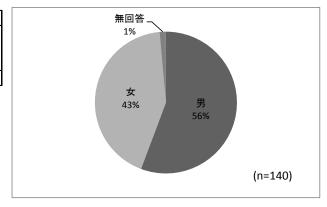
図表 7 障害者本人の年齢

	人数	割合
19歳未満	18	13%
20~29歳	22	16%
30~39歳	49	35%
40~49歳	43	31%
50~59歳	6	4%
60歳以上	1	1%
無回答	1	1%
総数	140	100%



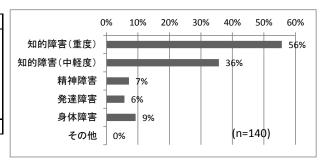
図表 8 障害者本人の性別

	人数	割合
男	78	56%
女	60	43%
無回答	2	1%
総数	140	100%



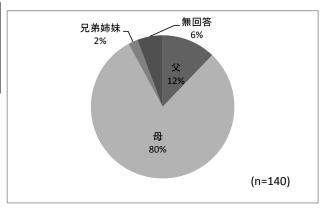
図表 9 障害者本人の障害種別 (複数回答可)

	人数	割合
知的障害(重度)	78	56%
知的障害(中軽度)	50	36%
精神障害	10	7%
発達障害	8	6%
身体障害	13	9%
その他	0	0%
総数	140	100%



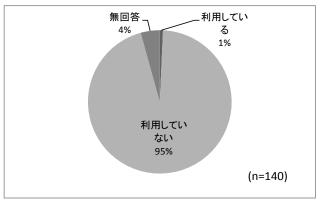
図表 10 障害者本人からみた参加者の続柄

	人数	割合
父 母	17	12%
母	112	80%
兄弟姉妹	3	2%
無回答	8	6%
総数	140	100%



図表 11 成年後見制度の利用状況

	人数	割合
利用している	1	1%
利用していない	133	95%
無回答	6	4%
総数	140	100%



2) 説明前後の成年後見制度に対する意識変化

説明会の最初と最後に、成年後見制度に対する参加者の意識について、同じ項目を使って把握した全体的な傾向をみると、説明会において制度説明を聞いた後は、制度利用の阻害要因のうち、以下のような項目に意識改善が見られた。

制度利用の阻害要因	意識改善が見られた調査項目
手続が煩雑である	・制度を利用するための申立手続が面倒
	・制度を利用すると財産管理が自由にならないため面倒
	・親族後見をする場合、事務処理が面倒
第三者・法人後見の内	・第三者・法人後見の場合、本人の意思・希望にそって身上監
容をよく知らない	護をしてもらえるか心配
	・第三者・法人後見の場合、本人の意思・希望にそって財産管
	理をしてもらえるか心配
	・第三者・法人後見の場合、本人の障害特性に配慮した対応を
	してもらえるか心配
利用の必要性を感じな	・今のところ親族がいるので制度の利用は必要ない
V	

また、制度説明を聞いた後は、「制度利用について、前向きに考えてみたい」と回答する参加 者の割合が高くなった。

このことから、親族を対象として成年後見制度に関する説明会を開催することは、手続が煩雑そうであるという懸念や第三者・法人後見に対する不安感を軽減し、制度利用の必要性を認識させることに対して一定の効果があり、制度利用への動機付けにつながる可能性があるといえる。

図表 12 説明前後の成年後見制度に対する意識(全体傾向)

(n=140)		非常に 当てはまる	どちらかと いえば 当てはまる	どちらとも いえない	どちらかと いえば当て はまらない	全く当て はまらない	無回答
制度のあらましについて情報が不足	説明前	15%	35%	31%	14%	3%	2%
前及のあらよりにういて情報が下足	説明後	15%	26%	27%	25%	4%	4%
制度を利用するための申立手続が面倒	説明前	29%	33%	29%	2%	4%	4%
前及を利用するための中立于続か。面倒	説明後	16%	31%	30%	14%	2%	6%
誰を後見人にしたらよいか分からない、第三者	説明前	23%	31%	26%	6%	6%	6%
後見・法人後見の依頼先がない	説明後	17%	27%	33%	12%	5%	6%
制度を利用すると財産管理が自由にならないた	説明前	32%	25%	26%	9%	4%	4%
め面倒	説明後	12%	33%	31%	12%	7%	5%
 親族後見をする場合、事務処理が面倒	説明前	31%	29%	26%	7%	3%	5%
税族後見でする場合、事務処理が画刊	説明後	16%	34%	25%	16%	4%	5%
第三者・法人後見の場合、本人の意思・希望に	説明前	41%	36%	13%	5%	1%	5%
そって身上監護をしてもらえるか心配	説明後	16%	36%	30%	9%	1%	7%
第三者・法人後見の場合、本人の意思・希望に	説明前	41%	35%	14%	4%	3%	4%
そって財産管理をしてもらえるか心配	説明後	13%	36%	30%	11%	2%	8%
第三者・法人後見の場合、医療同意権がないの	説明前	39%	26%	24%	1%	1%	9%
が心配	説明後	24%	34%	23%	10%	1%	8%
第三者・法人後見の場合、本人の障害特性に配	説明前	42%	34%	15%	4%	2%	3%
慮した対応をしてもらえるか心配	説明後	22%	39%	24%	9%	1%	6%
第三者・法人後見の場合、報酬を支払わなけれ	説明前	31%	31%	23%	6%	6%	4%
ばならないのが負担	説明後	25%	34%	19%	12%	3%	7%
親族以外の共同後見人や後見監督人がついた	説明前	30%	31%	23%	8%	4%	4%
場合、報酬を支払わなければならないのが負担	説明後	24%	31%	26%	11%	2%	6%
今のところ親族がいるので、制度の利用は必要	説明前	21%	20%	36%	11%	10%	1%
ない	説明後	6%	26%	32%	13%	18%	5%
将来、制度の利用が必要になったら、親族が後	説明前	17%	19%	38%	10%	15%	1%
見人になればよい	説明後	12%	18%	39%	14%	13%	4%
財産が少ない場合、制度の利用は必要ない	説明前	11%	10%	39%	14%	22%	4%
別 圧 が ツ ない 物 口 、 削 及 の 利 用 は 必 安 ない	説明後	5%	10%	34%	21%	24%	6%
制度の利用について、前向きに考えてみたい	説明前	25%	29%	37%	2%	3%	4%
「「「「「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」	説明後	34%	31%	26%	3%	4%	4%

※各項目上位2位までに網掛け。

図表 13 説明前後の成年後見制度に対する意識(全体傾向)

									1000	333***
	説明後							888		3311
制度を利用するための申立手続が面倒	説明前									
	説明後								*****	() T
 惟を後見人にしたらよいか分からない、第三者後見・法	説明前								883	
人後見の依頼先がない	説明後									:i
刑度を利用すると財産管理が自由にならないため面倒	説明前								:::	XI.I.
	説明後								*****	
	説明前								:	34
	説明後							0	*****	3
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	説明前									88
上監護をしてもらえるか心配	説明後								100	3
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	説明前									
崔管理をしてもらえるか心配	説明後								10000	:1:
	説明前									ŧ
	説明後								300	31
第三者・法人後見の場合、本人の障害特性に配慮した	説明前									::11
対応をしてもらえるか心配	説明後								::	(d)
第三者・法人後見の場合、報酬を支払わなければならな	説明前								3	
いのが負担	説明後									:[]
現族以外の共同後見人や後見監督人がついた場合、報	説明前								0	OL.
州を支払わなければならないのが負担 	説明後								:::::	ġ.,
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	説明前									
	説明後						:			
引来、制度の利用が必要になったら、親族が後見人にな	説明前							0	:::- <u>-</u> -	
านี้ ะเ ง	説明後								:::- <u>-</u> -	-
材産が少ない場合、制度の利用は必要ない	説明前						3333	-		
	説明後					3333				
制度の利用について、前向きに考えてみたい	説明前									: :-
	説明後									
■非常に当てはまる		らかとい			-					
ロどちらともいえない ロ全く当てはまらない	□ どち i □ 無 回	らかとい	えば当	てはま	らなり	い				

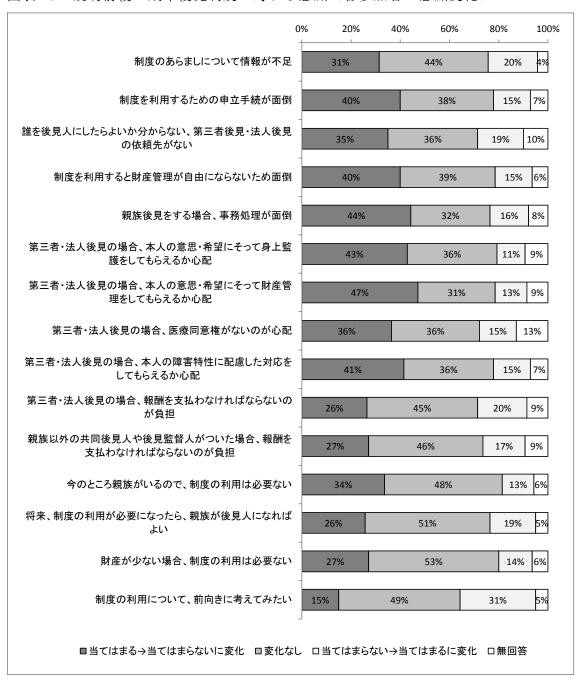
次に、さらにふみこんで、参加者それぞれの意識変化の状況についてみると、全体傾向でみたのと同様、「手続が煩雑である」「第三者・法人後見の内容をよく知らない」「利用の必要性を感じない」といった制度利用の阻害要因に関連する項目について、4割前後の意識改善がみられた。また、それ以外の項目についても3割前後の意識改善がみられ、説明会の開催は、制度利用への動機付けに一定の効果があることがうかがえる。

図表 14 説明前後の成年後見制度に対する意識(各参加者の意識変化)

(n=140)	当てはまる→ 当てはまらな いに変化	変化なし	当てはまらな い→当てはま るに変化	無回答
制度のあらましについて情報が不足	31%	44%	20%	4%
制度を利用するための申立手続が面倒	40%	38%	15%	7%
誰を後見人にしたらよいか分からない、第三者後見・法人 後見の依頼先がない	35%	36%	19%	10%
制度を利用すると財産管理が自由にならないため面倒	40%	39%	15%	6%
親族後見をする場合、事務処理が面倒	44%	32%	16%	8%
第三者・法人後見の場合、本人の意思・希望にそって身 上監護をしてもらえるか心配	43%	36%	11%	9%
第三者・法人後見の場合、本人の意思・希望にそって財産管理をしてもらえるか心配	47%	31%	13%	9%
第三者・法人後見の場合、医療同意権がないのが心配	36%	36%	15%	13%
第三者・法人後見の場合、本人の障害特性に配慮した対応をしてもらえるか心配	41%	36%	15%	7%
第三者・法人後見の場合、報酬を支払わなければならないのが負担	26%	45%	20%	9%
親族以外の共同後見人や後見監督人がついた場合、報酬を支払わなければならないのが負担	27%	46%	17%	9%
今のところ親族がいるので、制度の利用は必要ない	34%	48%	13%	6%
将来、制度の利用が必要になったら、親族が後見人にな ればよい	26%	51%	19%	5%
財産が少ない場合、制度の利用は必要ない	27%	53%	14%	6%
制度の利用について、前向きに考えてみたい	15%	49%	31%	5%

※各項目意識が改善したと考えられる層に網掛け。

図表 15 説明前後の成年後見制度に対する意識 (各参加者の意識変化)



3) 成年後見制度をスムーズに利用するために必要なこと、改善すべき課題

制度説明を聞いたうえで、制度をスムーズに利用するために必要なこと、改善すべき課題について自由記述で聞いたところ、主に、以下のような課題が提起された。

図表 16 成年後見制度をスムーズに利用するために必要なこと、改善すべき課題 (自由記述の主な論点整理)

- ○言葉が難しく、制度が複雑なので、制度に関する分かりやすい情報を提供するとともに、 身近な場所に相談できる窓口が必要である。
- ○制度を利用すると、どのようなメリット、デメリットがあるのか、どの程度の手続の負担感があるのか、具体的にイメージできるような事例の提示が求められている。
- ○成年後見制度の利用が、親なき後や将来の生活に対する不安の軽減に直接的に役立 つのか決めかねている実態がある。
- ○第三者・法人後見における不祥事等があり、第三者・法人に後見を依頼することに抵抗がある。一方で、将来をみすえ、親族ではなく第三者・法人後見に期待する声もある。
- ○第三者・法人後見においては、適切な財産管理はもちろんのこと、親族と同じように本人の生活実態を把握し、本人の障害特性等を十分理解した上で本人の意思を汲み取り、 それをふまえた身上監護を実施することが求められている。
- ○障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することの意義は理解するが、年金等の限られた資産から後見人等への報酬を支払うことへの負担感が大きい。制度利用を促進するためには、個別給付等の手当てが必要である。
- ○申立手続や家裁への定期報告の手続を簡素化し、使いやすい制度にする必要がある。

また、説明会によって制度利用を動機付けられた、説明会が役に立ったといった肯定的な評価の記述があった。

具体的な自由記述の内容は以下のとおりである(原文ママ)。

【制度に関する分かりやすい情報の必要性】

- ・ 制度の話は、何回も聞かないとよくわからないと思います。機会あるたびに、わかりやすい話 が聞けたらいいと思います。
- 何回聞いても難しい問題なので、勉強していくしかない。
- 言葉が難しすぎてよくわかりません。もう少し、わかりやすく教えていただきたい。
- ・ 言葉の使いかたが難しいものがあるので、皆がわかりやすい言葉を使って頂ければ幸いで す。
- ・ 難しい法律用語が多く理解が進まない。
- ・ 今後、成年後見制度を利用しようと思っているが、後見人になる人は、やはり親や兄弟がいいのではないかと思っている。第三者的な人が増えているようだが、年齢的に親だったら何歳までなれるのか、又複数なれるのか。
- ・ 親族がした場合、報告がどのぐらいの手続きが必要なのか分りづらい。
- ・ 住居近くに相談出来る場所がある。制度について色々なところでアピールする、勉強会に出 席してもわからない事が多い。

- ・ 成年後見制度を利用する為の、窓口的な所がハッキリしていないと思う。
- 手続きが面倒という、自分の中での理解がまだない。
- ・ 身上監護は必要と考えるが、どこまでできるのか、話ができるのか、情報・体制がまだまだ不 足していると感じる。

【制度利用のイメージが持てる具体例の必要性】

- かんたんに例題なり進め方なり、スムーズに教えてほしい。
- 具体的な事例をいくつか聞いてみたい。
- ・ 第三者後見人、法人後見の実態・実例など、具体的に知りたい。変更したい時はどうするのか?や、どこまで取り決めをしているのか?など、プライバシーの問題があるとは思いますが、オープンに出来る事例などを知りたいと思うのですが、なかなか知ることが出来ないのは、利用を促進しない理由の1つではないかと思います。
- ・ 仲間同士、プチ後見的な形で実際にやってみる(お試し後見)と実感しやすい。

【親なき後、将来の生活・収入等への不安】

- ・ 財産はなくても、福祉サービスの利用等、法律的手続きは本人が出来ないので、親亡き後 は不安。(第三者後見人は誰に?)
- ・ 自分達が亡くなってからの心配はヤマのようにあります。今日のお話にでてきた 700 万円、 どこから準備ができるでしょうか?姉妹がいると、その子のお金も必要になるし・・・一生働き 続けなければいけないのかと、自分の楽しみも欲しいなと思います。
- ・ 本人に兄弟がいないのが心配。高齢の母親の死後のことを思えば、成年後見人が必要なことはわかりますが、第三者に申立をするには、どなたに御願したら良いかわかりません。
- ・ 親なき後の、後見人利用するにあたり、お話を聞かせていただいて、これからの参考になり ました。
- 本人のお金のことも気になるので、いかに親が死ぬまで安心させてほしい。
- 親亡き後のこと考えている。
- 親亡き後のことは考えてはいるが。
- 後見制度は、親族と思っているが、親亡き後にも考えておく必要が有る。
- ・ 家庭裁判所での講習にも参加し、申請書一式もいただいていますが、なかなか一歩が踏み 出せません。必要な事だと理解しています。現在、年金だけで生活していけるかが不安です。 今のままの生活をかえずに生活する(サービス等利用はむずかしい)のは無理。やはりケア ホームに入るしかない。こだわりが強くなり、休日には外出することができなくなりました。そ のような状態で後見制度を利用できるかどうか?すごく不安です。
- ・ 成年後見制度の事はいつも考えているのですが、貯金もなく収入が少ないので、とても心配です。
- ・ 親と住んでいて、親が国民年金のみの場合、2人だと(子供の障害年金と合わせて)生活していけるのか、別管理になると生活していけるのかどうか不安である。

・ 現在宅老所に入所していますが、今後高齢になれば老人ホームの入所を考えていかなけれ ばなりませんが、その時の費用はどうしたら良いかわかりません。

【法人・第三者後見に対する不安】

- ・ 依頼する方が信用できるかどうかが一番気になる。
- だいじな子供の事を考えると、ほんとうに信頼出来るのか心配です。
- ・ 一度学校の方で話を聞いたのですが、今、後見人の人が本当にテレビや新聞に聞いている ように、少し心配です。本当に後見人は、ちゃんとしていただけるのですか?もっとこの話が、 皆に伝わるようにしてほしいと思います。今日は、ありがとうございました。
- ・ どのようにして頼れる後見人を見分ければよいのかわからない。実際に後見人を利用した人が、失望した話を聞く。誠実な後見をしていただけるかどうか不安で、制度を使うにいたらない。
- ・ 後見人になる人員の増加、教育がなければ安心してお願いできない。身近なサポートとして とらえる事も難しい。
- ・ 後見人によって、やることに大きなバラツキがある様に感じる。誰もが同じ様な支援を受ける様、対応することが必要と思われる。本人の意思をどの様にくみとり、支援してくれるのか大きな心配がある。
- ・ 市民後見人の研修会(養成)が行われている事も知っていますが、本当に責任を持ってやって頂けるのか心配な点もあります。
- ・ 第三者後見、法人後見の場合、財産管理が適格に行われるか心配です。親族又は、第三 者後見、法人後見いずれも安心して利用できればいいと思います。
- ・ 第三者後見がどこまでしてもらえるかが、一番のネックになっている。制度がなかった頃は、 どのようにしていたのだろうか?

【法人・第三者後見に対する期待】

- ・ 親は年令(70 才)をこえると後見できない、兄弟に後見をしてもらおうと思うが、転勤で遠くに 行ってしまった。子供のことをよく知る法人に後見してもらいたい。(理解不足かもしれません が)
- ・ 法人の成年後見人が望ましいと考えられる。その後見人には、保護者・本人を支援している 事業団体・第三者の専門家等で構成し、地域・施設等の振分けで本人、後見人が共に近い 関係にあった方が良い。
- ・ 子どもの障害の特性を理解してくれる後見人を、どの様に捜していけばいいか(親族の後見を考えていないので)まず、そこがネックです。 そのことを考えると、法人後見の方が安心なのかなと思うが、法人後見の具体的なイメージがないので、また話がききたい。
- ・ 第三者後見の思いあたる人もいないし、高額な報酬を支払能力もないので「法人後見」を進めていってほしいです。しかし、子供の身上監護は、充分に手厚くしてほしいです。(ぜいたく言いますが・・・)

- ・ 現在利用している施設で、行って頂ければありがたい。(施設利用が本人の今後の生活であるからだと思う)
- ・ 申立人を親族(4 親等以内)に限定しているのを解除すべきです。第三者申立制度を設ける ことが、成年後見制度の普及には欠かせないと思っています。
- 専門職の方に後見していただきたいです。

【本人及び本人の障害特性等への理解の重要性】

- ・ 我が子の障害・性格をよく理解してくださる方にお願いできるか。
- ・ 重度の知的で自分の意思がうまく伝えられない場合、思いをどれくらいくみとってもらえるか、 本人の満足した生活が送れるかどうか・・・。
- ・ 本人の意思、希望がどれだけ後見人に伝わるのか。また、本人がどれだけ後見人と信頼関係ができるのか、いろいろ不安な事がありますが、話をお聞きしてよかったです。
- ・ 障害に対しての理解も重要なファクターですし、親としては大変難しい問題です。
- ・ 本人の障害特性に配慮してもらえるが心配である。安心が大切。

【身上監護の重要性】

- 特に身上監護の不安解消が必要。
- ・ 身上監護が知的障害のある人にはとても大切で、それを重視して必要な情報を得てしてくれる後見人が全体的に不足している。
- ・ 障害があってもなくても 1 人の人として尊厳をもって生きていき、ターミナルを迎えさせたいという願いはどの親も切に思っている事です。この制度は親として切に大切な(特に身上監護)制度だと思います。お金があってもなくてもです。この制度自体においての出発点が少し違っているなと思うのです。でも、知的障害者はその障害の理解や意思の受け取り、収入を考えると二の足を踏んでしまいます。そのための支援や個別給付が実現できたらもう少し利用される方もふえると願います。

【後見報酬の負担感、制度利用に当たっての経済的支援の必要性】

- ・ ランニングコストの面が大きいかと思う。本人がどれくらい生きて、という問題にもかかわることですし、収入も少ない現状では、利用の促進というのは難しいかと思われます。
- 費用を何とか事務費の中から捻出出来るように。
- 報酬が高いイメージがある。
- 報酬の支払が心配。
- ・ 報酬の上限、年金でやっていけるか?親として、残して最低どの位必要か?
- 報酬の額が不安。
- ・ 成年後見制度の重要性もよくわかるし、親族以外のしかるべき第三者に託した方が良いとは 思いますが、毎月の後見報酬が厳しいです。収入のない場合は考慮してもらえますが、ある

程度まとまった資産を残したいと考えているので、毎月 2~5万?の後見報酬を何十年も支払い続けるのは、いくら資産があっても負担です、ぜひ個別給付の方向でお願いしたいです。

- ・ 後見報酬は、年金しか収入のない、判断能力のない障害のある人にとって負担になり、身体 の不自由な人と車椅子と同じように、個別給付にすべきだと思います。
- ・ 報酬の支払いが負担になる。公共の機関に窓口を設けて、個人の負担を軽減するような施 策が成立すれば、障害者は助成されると思われる。
- ・ 2年程前に、後見人について裁判所にお伺いしました。係の人が親・兄弟は将来、お金についてはめんどうになる事が多いのでダメだと言われた。親が元気なうちに、子供の為に貯金したものは、子供が65才になって本当にお金が必要な時に、第三者の報酬に消えてしまう。ぜひ、後見人と思っているが、そのままである。私の土地・建物を相続する時は、必ず必要になると思うので。

【手続の簡素化の必要性】

- 後見制度を利用するための申立手続きを簡単にしてほしい。
- ・ 後見人の申し立て後の変更が難しいとの説明を受け、後見人申し立ては、家族皆で話し合ってから申請せねばと思います。
- 将来は利用したいと思っているが、申立手続が面倒だと思う。
- ・ 親族として、後見人になっています。金銭のやりとりはいいのですが、家裁への報告はどの 程度まで必要なのか、こんなこと(ささいな買い物等)も、いちいちお尋ねするのかなぁなん て、考えることが多いです。
- 面倒そう。
- 手続きの簡素化。
- ・ もっと、簡便な手続きで分かりやすい制度にするべきであると思う。この業務を扱える職業の 方を拡げるなど。

【説明会による利用の動機付け効果、説明会に対する評価】

- ・ 主人が亡くなり自分もガンを患い、おしりに火がついた状況で聞いたので、とてもよくわかり、 身近な話でとても役に立ちました。必要性をより感じ、問題点はあるが、親としての役目を果 たすべきだと思いました。(エンディング・ノートと遺言書はもう書きました)
- ・ まだ先と考えていたが、夫が病気になり自分も高齢に入りいつも気になる様になった。そして、 子は一人なのと夫の兄弟も遠くで、又その子、おい、姪も同じ年で、又その子にとなると不安 である。今のところから親がアクションを起こしていかないと、進まないと言われるのが本当だ と思う。後見支援センターがあるから安心だけではすまされない。もらったプリントをもう一度 家族で読み、自分のことと平行して子の将来のために、検討していくことに努力したい。
- ・ 成年後見制度は利用すべきと思います。(必要性を感じます)親のエンディング・ノートの作成が必要と思う。当人の生活の安定を思いつつ、経済的な面の対応等を考慮して、不安案

件があれば法的にカバーして行く件を明記し、当人の幸福感(安全安心)を保持してゆける様にしてやる事が重要と思う。今後、実行・実施し、成年後見制度を自分の事として成文化してみたいと思いました。

- ・ 成年制度を親が元気な間に利用、手続きをした方が良い。するべきと思いました。
- ・ 今は、私の出来る所で必要ないと思っておりますが、年をとって来ますと必要であるかと考えております。それを、子供にするか、第三者にした方が良いのか分かりません、考えているところです。
- ・ 利用するための必要なこと・・・とは違うのですが、今までは、まだいいわ、と思っていました。 でも、少しずつ動いていこうと思いました。
- ・ 今は親が元気なので、成年後見は考えていないし、まだ必要だとは思っていませんが、話を 聞かせて頂き、子供の将来の事を考えると、必要性を強く感じました。前向きに考えて、6 年 ~10 年後位には、実際に利用する方向で考えていきたいと思います。でも、財産管理の面 等、まだまだ改善すべき点はあると思います。
- ・ 我が子がまだ学齢期であることもあり、自分たち親の、この制度に関するひっ迫感が少ないのが現状です。 将来必要だとは感じているが、複雑、煩雑な手続きが要る印象が強い。説明を聞く機会を増やし、私たちも学んでいきたいと強く感じた。
- ・ 全く何も分からない状態だったのが、少しだけ理解出来た様な気がします。今までは関係ない、難しそうだからいいと、避けてきてました。今回は、仕方なく・・・というか何というか・・・。 しかし、こういう機会がもてたことは良かったかと思います。
- 今日、このようなお話をうかがえて、大変よかったです。ありがとうございました。
- ・ 具体的な話の中で、今後、後見人制度をどの様に考えていけばいいかわかりやすい内容で した。
- ・ 成年後見支援センターの説明を、しっかり聞いていました。ずい分参考になり、ありがとうご ざいました。ですが、家の事情もふまえて、考えたいと思います。
- ・とてもよい資料だと思いました。もっと広く学習していきたいと思いました。
- ・ はじめて成年後見制度の研修に参加して、少し勉強になりました。
- 話を聞いて解りやすかったので、よく考えてみたい。
- ・ 又、成年後見制度に関する研修会をやってほしい。

【医療同意権の課題】

- ・ 医療同意権は、どうなるのか不安が強い。
- ・ 第三者後見、法人後見の医療同意権がないのは心配です。

【その他】

- ・ わが家の場合は、まず第一段階として、母が後見人になってよかったと思うことが多いです。 本人とも話し合って、金銭の管理、使い方をよりよい方向に持っていこうと努力しています。
- ・ 親族と第三者の複数後見が望ましいのかな?と思っているが・・・。

- 親族にたのむのは心配な面もある。
- ・ 父の後見を申立から終了までした経験から、子供には、今のところ必要がないと思う。私が 60 才を過ぎたらまた考えや思いは変わると思うが・・・。
- ・ 財産が少ない場合は、成年後見制度の利用は必要ないと言う話もあるのなら、障害の子の 財産が多い場合は、成年後見が必要か。その場合は、成年後見センターでは扱えないか。
- ・ 環境の変化に対応するのが難しい本人側の意見を言えば、65 才を過ぎて一般高齢者の枠 にあてがわれるのは、その場しのぎで理解に苦しむところだと思います。障害をかかえた状態で年をとった、とっていた状況をかんがみていただきたいので、そういう流れを作っていただけると有難いです。
- ・ 後見制度を考えてほしい。
- 市民後見人の養成。

(4) 説明会試行の結果考察

説明会試行とそこでの参加者アンケート調査の結果をみると、障害福祉サービスの利用の観点から本人の権利を擁護することを目的として制度を「積極的」に利用するためには、親族を対象として成年後見制度に関する説明会を実施することに一定の効果があることがうかがえた。今後は、今回の試行で作成された制度説明資料等を活用して、各地で本人や親族に対する積極的な情報提供を進めることが期待される。

ただし、手続の煩雑さや医療同意権の問題、第三者・法人後見の担い手育成の課題等、現行制度についての情報を提供するだけでは親族が抱いている制度利用に伴う懸念や不安を払拭できない課題もあるため、平行して、成年後見制度の目的やそれに合わせた制度・運用方法の見直しも進める必要がある。

(5) 説明会試行で利用した制度説明資料

【富山県で実施した制度説明会資料】

「知的障害の子の将来が不安?

遺言と成年後見制度で解決へ?」

厚労省平成26年度障害者総合福祉推進事業 「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の 利用促進の在り方に関する研究事業」

検討委員会委員長:大塚晃

成年後見部門リーダー:田中正博

目次

第1章 成年後見制度の現況と親の意識

- 1 当初から現在、どう変わった?
- 2 昨年の調査で見えてきた「使わなくても困らない」「必要性がない」
- 3 信用できる第三者って誰ですか?
- 4 できるだけ使わず先延ばしがよいか?「親も」「施設側も」?
- 5 申請や報告がやっかい? ⇒かなり改善

第2章 親の高齢化との関連で考えてみよう

- 6 使わないで済む?判断の分かれ目「親亡き後も同じ生活可能」?
- 7 親の高齢化問題との異同?「エンディング・ノート流行り」
- 8 財産がないから不要?
- 9 「相続」を「争族」にしないために?
- 10 「突然死」?「認知症」?「選べないからただ待つ」?

第3章 親亡き後の子の生活を想像?創造?

- 11 予想!親の死後の子の生活「お金」と「身上」
- 12 誰かがやってくれるだろう?
- 13 施設に入っているから安心?
- 14 とりあえず親がなっておけば
- 15 ①「医療同意権の問題」
 - ②「後見報酬の全額本人負担の問題」

おわりに

第1章 成年後見制度の現況と親の意識

1 当初から現在、どう変わった?

2000年に介護保険と同時に始まった成年後見制度。

制度の理念として掲げられているのは、

「ノーマライゼーション」「自己決定の尊重」「残存能力の活用」です。

知的障害の子を持つ親たちは、期待もし、落胆もした成年後見制度。

2013年には、育成会の全国「100万人署名活動」等により、被後見人の選挙権を 取り戻す法改正を成し遂げたことが、思い出されます。

さて、成年後見制度はこの十数年の間に、年間申立数は当初の約9000件から、約3万5000件(2013年)に増えました。

その間、以前から言われていた問題は、かなり改善しました。審理の期間が短くなり、鑑定はほぼ不要になりました(<u>簡単に、安く、早く</u>)。

この間で起きた最大の変化は、「後見人に誰がなるか」です。<u>当初は91%が親族</u>でしたが、今や58%は第三者後見人です。

二番目の大変化は、市町村長申立数の急増です。当初の23件から、今や5046件になりました(理由は、<u>身寄りがない、親族から虐待されるなど、申立てが期待できな</u>い等)。

但し、あまり変わっていない面もあります。

「申立て動機」の3分の2が、いわゆる「財産管理(預貯金管理、不動産処分、相続手続き、保険金受け取り等)」であり、「身上監護(施設入所、福祉サービス利用等)」は3分の1に止まります。

知的障害分野では、今なお「福祉サービスの契約は、親族でもOKのところが多い」 のが現実で、これも変わっていません。

2 昨年の調査で見えてきた「使わなくても困らない 必要性がない」

この研究事業では、昨年度、全国の育成会会員1353人の協力を得て、成年後見制度に関する意識と実態の基礎調査を行いました。

それによれば、制度を利用している人は32%、

利用していない人が68%でした。

利用している人の利用動機は、預貯金管理が53%、福祉契約が52%、親なき後の不安が48%と続きます。

一方で、<u>利用していない人にその理由を聞くと、必要性を感じない48%</u>、申立て手続が面倒そう18%でした。

ところが、「今後の利用意向」では、

- <u>利用したい 48.4%</u> - 利用しない 8.4% - 分からない 43.2%

いつ利用するかの「今後の利用見通し」は、

- 3 年以内 13.5% 3 年から 5 年以内 19.5%
- 6年から10年以内 42.8% 10年以上先 23.7%

となりました。

ごく簡単に集約すると、<u>利用していない親は、「今のところ必要性は感じない」が、</u> 「数年後には利用することになるだろう」、との認識を持っているようです。

そして、「数年後の利用」というのは、親が高齢になって、子の世話ができなくなる のではないか、という心配のようなのです。

本人の意思決定を尊重し、代理権で不足を補い、同意権で保護するはずの成年後見制度は、やはり親亡き後問題を解決するための手段と考えられているようです。

3 信用できる第三者って誰ですか?

前記昨年度アンケート調査では、既に制度利用している人たちの間では、<u>「後見人等に誰がなっているか」を聞くと、「親」が66%</u>、「兄弟」が18%であり、第三者は18%に過ぎません。一時は、本人のためには第三者後見人が必要、と期待の声もあったのですが、現実には、まだまだ第三者後見人の出る幕はないようにも見えます。

知的障害者の成年後見人を第三者に委ねることについては、親の不安は尽きません。 最大の問題は、知的障害者には

「長く幅広い支援が必要なこと」と、

「<u>財産が少ない</u>こと」、

そして<u>第三者、特に法律家は「障害特性の理解が乏しい」のでは?</u>

との心配があるようです。

身上監護への期待が大きいため、社会福祉士の専門性への期待は大きいものの、どこにうちの子のことをよく分かって支援してくれるような社会福祉士がいるのか、という 声があります。確かに、多くの社会福祉士はたいがいどこかの施設等で勤務しています し、独立型の社会福祉士はもう手一杯だとも聞きます。

しかも、<u>第三者後見人へ委ねるには、「後見報酬の支払い」が必要</u>になります。前記 アンケートによれば、「お金のない人は利用できないのか」という嘆きも大きいので す。

しかし、子どもの意思を尊重したいと思う親の中には 福祉職との複数後見をしている人もぽちぽちいるようです。

4 できるだけ使わず先延ばしがいい?「親も」「施設も」?

さて、「必要性を感じない」と思う親が多いとなれば、成年後見の申立ては遠のいて しまいます。

実は、毎年の成年後見の申立て件数は、年々、前年を上回ってきていますが、2006年の成年後見申立数は、その前の年より1万件ほど急増しました。その年の4月には、障害者自立支援法が施行されたからです。申立てが一気に増えたのは、知的障害者の施設の一部や、重度心身障害児(者)施設等で、集団申立てがされたことによります。

一方で、厚労省からは、<u>「成年後見制度が周知され広く利用されるまでの間」は、</u> <u>「とりあえず家族等、信頼できる者との契約でいい」</u>との通達が出たこともあって、それ以降の申立ては増えていないのです。

つまり、措置制度から、本人と事業者との「契約制度」へ移行したとはいえ、現実に は今なお、家族を契約の対象としている施設等が多いのです。その結果、親は子どもの ことは「やっぱり親が心配するしかない」と思い込んでいるのでしょう。

また、成年後見なんか付けると、親が子どもの預貯金を動かすこともできなくなるから、なるべく付けずに済む方法はないか、を探っている親もいると聞きますし、一部の施設では、専門家だと言って法律家などの第三者が成年後見人だと乗り込んでくると、何かとうるさくてやっかいだから、成年後見は申立てなくていい、と家族に言っているところもあると聞こえてきます。

となると、本人を主体とする制度の理念は、一体どこへ行ってしまったのでしょう。 何のために契約制度にしたのでしょうか。

5 申請や報告がやっかい? ⇒ かなり改善

現在、福祉サービスの利用をしようと思えば、まずは家族が市町村へ申込みに行けば、その後は、「障害支援区分認定」、相談支援事業者との「サービス等利用計画案」の策定、「支給決定」と、つぎつぎと動いて行きますし、その段階での金銭的負担もありません。

一方の成年後見制度では、申立権があるのは「4親等内の親族」であり、申立て先は ふだん縁のない「家庭裁判所」、多数の「書類」が必要で、「手数料」がかかり、もし 専門家が後見人になれば、その「報酬」は全額、本人の財産から出す。後見人になっ て、財産を使い込むと「業務上横領」になるし、「報告」を出さないと首になる。その 違いは大きいものがあります。

本人のための制度とはいえ、申立て手続からその後の報告まで手間はかかるし、財産や家族関係まで聞かれるし、やっかいです。

本当に本人のためになる制度であれば、何で福祉サービス利用のように、手軽に申し込めて、利用料も財産の少ない知的障害者に軽減措置が作られていないのか、不満もよく分かります。

でも、<u>やっかいなことと、やらなくていいことは違います</u>。本当にそんなにやっかい なのか、申立てた人に聞いてみました。

「最初、申立ては面倒だなあと思いましたが、父親が亡くなった時で、相続手続でどっちみち他にも手続が必要だったので、一緒にやりました。

報告の方は、1年か2年に一度、裁判所から用紙が送られてきます。前の報告した資料も送られて来るので、それと照らして、それ以降の通帳のコピーを取り、その間、どんな身上の変化があり、どんな支援をしたかを書いていくだけなので、大したことはありません。

一方で、裁判所が見てくれていることの安心感はあります。」

第2章 親の高齢化との関連で考えてみよう

6 使わないで済む?判断の分かれ目「親亡き後も同じ生活可能」?

第1章では、成年後見制度の今がどうなっているのか、知的障害者の分野でどう捉えられているのか等について、見てきました。

「できれば使いたくない」のが親の本音のようですが、「使わずにすむ」か、あるいは「使わない方がいいのか」は、別問題です。その判断の分かれ目は、おそらく、貴方の子の今の生活が、親がいなくなっても継続できるかどうか、によるかと思われます。

「<u>親がいなくなっても、子の財産が守られ、誰かが世話をし、福祉サービスを適切</u> に利用して、今までと変わらない生活ができますか?」

これに対して「大丈夫」と言い切れれば、預貯金の払出しや保険金受取りで困った り、福祉サービスの事業者が「これからは成年後見人と契約することにします」と言う まで、放っておいてもいいかも知れません。

しかし、親亡き後の子の生活、本当に大丈夫と言い切れますか。それが問題です。親亡き後どころか、既に高齢になった親と子の生活ですら、いろいろな問題が起きてきているようです。そんな親子、貴方の周りにいませんか。

親の高齢問題と、子の将来の生活は、当然ながら、無関係ではありません。それどころか、密接に関わっています。

この後、第2章では、知的障害の子の成年後見制度利用は、親の高齢化と密接な関係があることを見て行きたいと思います。

7 親の高齢化問題との異同?「エンディング・ノート流行り」

最近、一般社会でも、育成会でも「エンディング・ノート」作りが人気です。「終活」などという言葉も流行っているようです。

何しろわが国では既に4人に1人が65歳以上の高齢者です。特に、自己主張が強く、人数も多く、財産もある程度持っている、いわゆる「団塊の世代」が高齢者の仲間入りをしはじめた今、市場のターゲットは高齢者です。「エンディング・ノート」を残したいと思っている親も多いようです。

ところで、「エンディング・ノート」には何を書くのでしょう。一般には、まず「自分がいかに死ぬか」(延命治療拒否の希望、自宅で死にたい、それとも先進医療の整った病院で、施設で)、これは究極の「自己決定」です。他には、自分史や家系のいわれを書いたり、家族へのメッセージを残したり、葬儀やお墓のこと等々、いろいろあるようです。

しかしながら、これらの多くは、自分の希望を一方的に書いているに過ぎないのです。読んだ家族が、貴方の希望を尊重してくれれば結構なことです。しかし現実には、もし貴方の意思が不明になった時の最期の医療を決めるのも、貴方の死後、葬儀を取り仕切るのも、家族(遺族)なのです。

つまり、「エンディング・ノート」には法的効力はないのです。

一方で、「遺言書」の作成と障害の子の「成年後見制度」では、貴方の思いに法的効力を持たせることができるのです。

だからこそ、遺言は、公正証書で作成したり、自筆遺言の場合にも踏まなければならない要件等が決められています。成年後見も、裁判所が決め、監督するのです。法的効力を与えることは重大なことであり、面倒なのは当然のことでもあるのです。

8 財産がないから遺言や成年後見制度は不要?

遺言の話をすると、「うちには財産がないから、必要ない」という声がよく出ます。 しかし、財産が多いから問題が起きるわけではなく、財産が少なくても、借金が多くて も、やはり問題は起きるのです。

親の目の黒い内は、仲の良い兄弟姉妹のように見えても、それぞれに配偶者ができたり、親の財産を当てにしたい事情があったりで、親が亡くなった途端、平等に分けようとすると、たとえば「お兄ちゃんは教育や車やら一杯金かけてもらって不公平!」など、親の生前の子どもらへの接し方やお金の使い方が、一気に不満となって吹き出す家族も、あるのです。

成年後見制度も同様なのです。「面倒だから」「なるようにしかならない」と先に死ぬ親は後回しにしがちです。しかし、後に残った家族がやるとなればもっと面倒ですし、残された子が自分で必要性を認識して申立てることはほとんど不可能でしょう。それをわかっていながら、親は、自分ができることを、何故、やらないで済ませようとするのでしょうか。

しかも、遺言は財産の分け方だけの問題ですが、成年後見とは、財産管理だけではなく、身上監護もその役割です。まさか、自分が死んだ後、「うちの子の身上なんて、誰も考えてくれなくていいです」と思っている親はいないでしょう。

何でも契約の時代にあって、力を持つのは「お金」と「情報」です。成年後見制度でいう「財産管理」は「お金」のこと、「身上監護」とは、子どもの今と将来を考え、福祉サービス等の「情報」をきちんと得て、判断して契約し、見守り、問題が起きたら介入すること、と言い換えることもできます。

9 「相続」を「争族」にしないために

「自分がいかに死ぬか」のエンディング・ノートも大事でしょうが、残された家族が 争わないで済むためには、「遺言」を書いておくことが有効です。「相続は争族」が現 実にならないために、高齢者になったらやっておくべきことでしょう。たとえば相続が あったのに、遺言がなく、遺産分割協議もうまくいかず、不動産の名義書換えをしない ままに放置され、二世代も経つと、手続はより面倒に、手続書類は膨大になってしまい ます。

「遺言」が役に立つのは、実は、不要な争いを避けるためだけではありません。今の 時代、誰がどんな財産を持っているか、家族の中ですら、把握し切れていないことが多 いのです。相続人が同居していない場合などは、特にそうです。

さて、貴方は、自分が持っている財産は、どんなものが、いくらあるのか、把握していますか?

自宅用不動産は?

賃貸用不動産は?

預貯金はどこの銀行等にいくら?

金融商品や株式は?

そして借金・ローンは?

日々の暮らしを支える給料や年金等は、口座へ入ってくるので分かりやすいのですが、単発的な定期預金等は、案外、自分でも忘れていることがあります。そして死亡保険金などは、誰が受取人になっているのか、によって、相続財産に入る場合もあり、入らない場合もあります。

さて、貴方の現在の財産を、一度、確認してみませんか。

10 「突然死」?「認知症」?「選べないからただ待つ」?

「ぽっくり行きたい」(わが国の高齢者には多いとか?)か「死ぬ準備ができるから癌で死にたい」(欧米?)かは別として、近年、もうひとつの道「認知症」へ迷い込む心配が浮上しています(2014年現在、認知症は軽度を入れると約800万人。高齢者人口の4分の1に当たります)。認知症になってからでは、遺言を残すことも難しいのです。

そうなる前に遺言を書くとして、まずは自分の財産のおおまかな把握をし、次に、「障害の子にいくら残せるか」、「残す必要があるか」を考えてみましょう。以前には、子どもには財産を残さない、いざとなれば生活保護で、と気楽に考えていた親もいたようですが、今は、生活保護も条件が厳しくなり、兄弟などの扶養義務が優先されます。

そして、昨年のアンケートによれば、自分が障害の子を世話するのは当然としても、 兄弟にまで迷惑をかけたくない、と思う親も増えているようです。昔のように、世話し てくれる兄に遺産を渡し、障害の子は兄の世話になって生きて行くのがいい、とは到底 言えない時代です。また、それでは、本人を権利主体と位置づける障害者の権利条約の 理念を、親が踏みにじることにもなります。これでは、親は非難されても仕方ありませ ん。

気をつけなくてはならないのは、現代の民法では、どんな子でも平等相続です(健常、障害、嫡出子、非嫡出子を問わず)。障害の子にも、法定相続分の財産を残すのが基本です。自分で生計を営むのが難しく、給料や工賃等も少ない知的障害者にとって、親の財産は、健常の子以上に重要な生活の糧なのです。

さて、この後は、親亡き後、子どもの一生、いくら生活費が必要なのか、考えてみま しょう。 第3章 親亡き後の子の生活を想像?創造?

11 予想、親の死後の子の生活、「お金」と「身上」

いよいよ第3章では、親亡き後の子の生活を考えてみましょう。

自分の最期までお金が続くかさえ心配なのに、子どもに残す財産なんて、とつい思いがちな私たちですが、現実にいくら残るかはともかく、親としては残したいという希望を元に、予想してみましょう。

貴方の年齢(歳) 一障害の子の年齢(歳) =()年

親子の年齢差が30であれば、障害の子は貴方の死後、30年生きると予想しましょう。自分がいつ死ぬかも分からないし、その後、子が何年生きるかも分かりませんので、平均余命で考えましょう。知的障害者の高齢化が既に問題になっており、決して短命ではありません。

現在、障害の子の収入はどの位ですか。障害年金2級(月6.4万円)をもらって、 事業所での工賃が月1.6万円として、計、月収月8万円程度でしょうか(1級の場合、工賃がないのでやはり同額程度でしょう)。

問題は、月8万円で生活ができるか?充実した生活が送れるか?です。

ここでは、参考として、平成21年度の全国消費実態調査のうち、「無職高齢者世帯(世帯主の年齢は73歳。1世帯の人数は2.3人)」の家計を見てみることとします(ちなみに、持ち家率9割)。

収入が月18万円(うち、年金等が8割)、

消費支出は月25万円(不足分7万円は貯蓄切崩し)です。

(なお、世帯の貯蓄高は2000万円あります)

知的障害者の場合、収入の月8万円では、「基礎的な支出(食料費、光熱費、被服費)」は賄えても、医療費、交通通信費、教養娯楽費等までは無理ではないでしょうか。せめて月10万円位あるといいですね。

そうなると、足りない月2万円、やっぱり当てになるのは相続財産でしょう。30年分だと720万円になります。

12 誰かがやってくれるだろう?

ということで、大雑把な計算ですが、知的障害の子に残す必要がある遺産を、ざっと 700万円としておきましょうか。

貴方は子どもに700万円、残せそうですか。

ここから、次の問題です。遺言では、残す遺産額だけでなく、どのように財産を分ければいいか、も指示できます。「不動産は誰々に」「株式は誰々に」、それとも「4分の1ずつ均等に」がいいのでしょうか?

これは、簡単に考えてはならない問題です。今住んでいる家が父親名義だったとして、父親亡き後、誰が住みますか?住み続ける人(たとえば母親)の名義にしておいた方がいいのです。どうせ息子のものになるから、といきなり息子名義にした場合、お金に困った息子が抵当に入れて、売られてしまった例もあります。そんなことになれば、母親は住むところを失う恐れもあります。

また、遺産は多くても、分割方法でもめる例もあります。知的障害の子の生活費として使うために遺産を残すつもりなら、現金化しやすい、増減のリスクのない預貯金が適当でしょう。

兄弟等、親族が後見人をする場合、1000万円以上の財産があると、まとまったお金は信託銀行に預けさせる例(後見支援信託)が増えています。親族の使い込みを防ぐためです。問題がない訳ではありませんが、第三者後見人への報酬支払なしに、安心して親族に委ねられます。

遺言には、(自分の死後)障害の子の成年後見をして欲しいと思う親族の名も、本人の了解を得て、挙げておきましょう。裁判所が決める際の参考になります。決めておかないと、親族の中で譲りあったり、逆に、悪気はなくてもおせっかい親族が乗り出てきて、本人の生活を壊してしまう例もあります。

13 施設に入っているから安心?

さて、「うちの子は入所しているから、関係ない」と思っている人はいませんか。特に、重度の子を持つ親は、「うちの子が施設を出されることはない」と安心しているようですが、現実はどうでしょうか。

まず、施設からグループホーム等へ出る場合には、施設側でしっかりバックアップしてくれますので、心配ないといえますが、それだけでは済まない現実が出てきています。

問題のひとつは、障害者の高齢化です。障害者施設に入っている人はずっと最期まで その施設で、と親は願っています。しかし、知的障害者も高齢化によって、いわゆる一 般の人と同じく成人病等に罹ります。入院が必要になってきて、それが長引くと、元い た施設に戻れない人も出てきています。

そうなると、介護保険の中へ移行せざるを得ないこともあり得ます。 高齢になって 新たな生活になじむのか、受容れてもらえるのか、心配です。しかも、特別養護老人ホ ーム等への入所には、多数の待機者がいるのが現実です。負担の問題も出てきます。そ れらの情報を、果たして親は知っているでしょうか。

介護保険についても詳しい成年後見人が付いているかはわかりませんし、それどころか、現実には、障害の子が高齢になるまで、ずっと同じ親族が後見人をしているとも考えられません。第三者後見人であっても、個人であれば、同じ人が後見人をしているとは、ちょっと考えにくいことです。

こういう話題が出ると、親としては、知的障害の特性に詳しく、高齢施策にも精通している専門家を擁した「法人後見」への期待が出てくるのも、当然のことです。

14 とりあえず親がなっておけば

そのような先の心配は尽きないのですが、今はともかく「遺言」と「子の成年後見」は、親が認知症になる前にやっておける、法に裏付けられた制度であると、お分かりになりましたか。そしてまた、親としてやっておくべきことだという認識もぼちぼち持ってもらえたでしょうか。

まずは遺言を書くことで、子どもへの思いを形にし、残された者への手間を小さく し、不平不満が出ないようにしたいものです。

障害の子の成年後見についても、親が認知症になったり、親亡き後まで放置すれば、残された子も周りの人も困るのです。障害の子のことをよく知っている親こそが、申立てを済ませ、子の「支援ノート」(最近、多くの育成会で作られています)に成育歴から子の身上についての希望までを書いて残しておくことが、親としての責任ではないでしょうか。そこまで済ませておけば、その後の引継ぎは裁判所がやってくれます。その道筋を付けておくことこそ、親がすべきこと、できることではないでしょうか。

現に、親亡き後、成年後見が必要になっても(親の目がなくなると、消費者被害や虐待等が噴出することもあります)、申立権のある人を探すのが大変なのです。近い親族が拒否したり、適切でなかったり、遠い親族(従兄弟までが申立権者)が協力的でないこともあります。

親こそが、重い腰を上げて手続に取組めば、後は裁判所の指示のもと、子は守られていく訳です。ぜひ、お仲間と一緒に取組んでみませんか。

ちなみに、後見人なんか付けると、「お金が自由にならなくてやっかい」などというのは、自分の都合であって、子のためとは思えず、親としては恥ずかしいですね。施設側も、親兄弟だったらまだしも、もし第三者後見人なんか付けば、「うるさく言ってきてやっかい」ともし思っているとすれば、それでは障害者の安心できる生活を保障する姿勢があるのか、問題になりそうですね。

15① 「医療同意問題」

さて、最後に、成年後見制度には課題もいろいろあります。

昨年のアンケート調査では、親たちの心配は次の2点でした。

ひとつは「親族には子の医療同意権があるが、第三者後見人にはない」ことです。それじゃあ、とりあえず親がなっても、その後はどうするの?結局、親族でないとダメなのでは?と思ってしまいます。

実はこの問題については、わが国の成年後見の現状や課題をみてから作られた韓国の制度では、後見人が医療同意できる、と制度設計されたそうです。そのように法改正が行われるよう、親たちも国に呼びかけていく必要があるでしょう。「問題があるからやらない」を、「問題は皆で取り組んで解決を」という方向こそ、親や親の会の役割でしょう。

ところで、この問題に果敢にとりくんでいる法人があります。岡山県の重症心身障害 児施設の家族会では、契約制度になった時、施設側の勧めもあって、全員の保護者が申 立てて、それぞれ親兄弟等が後見人になったそうです(いわゆる集団申立て)。

しかしその後、親の高齢化もあって、「次の後見人をどうしよう。心配でならない。」との声を受けて、家裁に相談したところ、NPO法人の立上げを助言されたそうです。そして、多くの専門家を理事に入れ、平成21年に、親たち皆で子どもたちを見守る互助的な組織としてのNPO法人を立上げ、「親族との複数後見」にしました。

その中で目を惹くのは、家族が医療同意できない場合、NPO法人が同意するとの書面を各家族と交わしていることです。これがあれば、第三者後見人には医療同意権がない、などと言われることはありません。

一生を施設で暮らす重度心身障害児(現実には成人)施設だからできたことかも知れませんが、参考になります。

15② 「後見報酬の全額本人負担の問題」

もう1点、「第三者後見人に支払う報酬は、全額本人負担」という問題があります。 知的障害者にとっては身上監護が重要ですが、それは福祉サービス利用と密接な関係が あります。そうであれば、後見報酬は全額本人負担ではなく、応能負担という形で減免 される方向での解決が望ましいと、これまで育成会では言い続けてきました。

しかしながら、この財政逼迫の折、簡単ではないでしょう。おそらく、国が「これからは、福祉サービス契約は後見人と行います」と言い切れない理由もそこにあるのかも知れません。

市町村長申立ての場合には、当然ながら、第三者後見人に委ねざるを得ず、後見人のボランティアを当てにもできないため、その場合の後見報酬を成年後見利用支援事業で賄う例が増えています。今のところ、その場合の後見報酬は月2万円程度のようです。ただ、知的障害者の後見は長期にわたるため、報酬を出し続ける市の方も大変なようで、財産がある限りは自分の財産から出してもらい、ある限度を下回ると、差額を市が出す、という扱いがされているとも聞きます。

昨年のアンケートでは、ボランティアである市民後見人についての考えも聞きました。まだ市民後見人が少ないこともあり、障害理解の乏しさ等の不安材料が多いため、まだ積極的評価には至っていません。しかし、既に障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業の中に「市民後見人養成」が入れられ、今後の展開が待たれます。

親としては、親亡き後の子の生活費の不足分700万円と共に、第三者後見人に支払う報酬の標準額である月2万円の30年分、これもおよそ700万円になりますが、この分も子どもに残しておく、というのもひとつの安心策でしょうか。

おわりに

以上の話を聞いて、皆さん、いかがでしたか。子どもの成年後見の申立てについて は、とりあえず親がその道筋を付けておいた方がいいと思われるようになりましたか。

まだまだ成年後見制度には改善すべき問題があるのは事実です。しかし、それが全て整ったら、と思っている限り、利用者は伸びず、改善は望めません。今の時代、必要となれば、法改正も制度改革もできます。しかし、それを専門家に任せておける時代ではないのです。選挙権回復運動と同じく、「やってみたら、こんなに困る点がある」と、実際に利用した人たちが声を挙げ、それを大きなうねりにして、国に届けることが必要なのです。いつでも申立てられるはずの親たちが、「今のところ必要ない」「問題が解決したら」と思っている以上、何も変わらないのです。

親亡き後の長い知的障害の子の人生を支えるためには「法人後見」が有効であることは、今までも育成会でも言ってきましたが、今後は、行政や社協、そして市民後見人を巻き込んでの法人後見が模索されることでしょう。どのような形や方法がより安心で、より本人の希望にも適うのか、会活動の中で、一緒に考えて行きたいものです。

それが、障害者の権利条約や国際育成会連盟でいわれている「本人の意思決定」支援をどう実現するか、にも関わってきます。現実的には、本人を中心に、成年後見人になった親や関係者等が協議をして「後見プラン」を策定する仕組みの中に、今年度本事業で明らかにされる「意思決定支援ガイドライン」を組み入れていくことが求められるでしょう。

ひとりで悩んでいても、後ろ向きになるだけで、何も解決しません。

貴方がたは、知的障害の子をいつか社会に託していく、という同じ悩みを抱えた仲間です。ぼちぼち具体的な行動に移す時ではないですか。

「いつ始めますか?」「今でしょ。」

【大阪府で実施した制度説明会資料】

ビフォーアフター成年後見制度

「こんなに役立つ成年後見」

当初から現在、どう変わった?
 昨年の調査で見えてきた「使わなぐても困らない」「必要性がない」
 信用できる第三者って誰ですか?
 せきるだけ使わず先廷ばしがよいか?「親も」「施設側も」?
 申請や報告がやっかい? ⇒かなり改善

成年後見制度の現況と親の意識

第2章 親の高能化との関連で考えてみよう 6 使わないで済む?判断の分かれ目「親亡き後も同じ生活可能」? 7 親の高齢化問題との異同?「エンディング・ノート流行り」 8 財産がないから不要? 9 「組織」を「年集」にしないために? 10 「突然死」?「認知症」?「選べないからただ待し」?

「親と障害の子の将来、遺言と成年後見で不安解消」 「成年後見を使ったら、こんなことが安心」

「その不安、成年後見で解決できませんか」

「みなさんの心配、成年後見を使って解決を」

厚労省平成26年度障害者総合福祉権進事業 「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の 利用促進の在り方に関する研究事業」

第3章 親亡き後の子の生活を想像?創造? 11 予想!親の死後の子の生活を想像?創造? 12 離かがやってくれるだろう? 13 随記に入っているから安心? 14 とりあえず親がなっておけば 15 ①「医衆同意権の問題」

当初から現在、どう変わった?

・成年後見制度は2000年に介護保険と同時に始まった。

→ 2013年、育成会の全国「100万人署名活動」等により、被後見人の選 制度理念「ノーマライゼーション」「自己決定の尊重」「残存能力の活用」 拳権を取り戻す法改正を成し遂げた。

中中

2000年年間申立数は当初の約9000件

→ 2013年約3万5000件(2013年)に増加。

財始当初から比較すると・・・

審理の期間が短くなり、鑑定はほぼ不要に(簡単に、安く、早く)

第1章 成年後見制度の現況と親の意識

制度を利用する中での変化

- 後見人に誰がなるか
- → 2000年 91%が親族後見
- → 2013年 58%が第三者後見
 - 市町村申立件数
- → 2000年 23件
- → 2013年 5,046件
- (身寄りがない、親族からの虐待、申立期待ができない等の理由)
- 3分の2 → 財産管理(預貯金管理・不動産処分・相続手続・保険金受取等)
 - 3分の1 → 身上監護(施設入所・福祉サービス利用等)
- ※ 哲的解告分野では、やなだ。協当サーバスの契約は根核でもOK。のところが多く 以前からあまり変わっていない。

ところが、「今後の利用意向」では

- 利用したい48.4%(利用しない8.4%・分からない43.2%)
- ・ いつ利用するかの「今後の利用見通し」
 3年以内 13.5% ・3年から5年以内 19.5% ・6年から10年以内 42.8%
- 10年以上先 23.7% 利用していない親
- → 今、必要性は感じないが、数年後には利用することになるだろうとの認識を持って
- →「数年後の利用」というのは、親が高齢になって子の世話ができなくなることへの
- 本人の意思決定を尊重し、代理権で不足を補い、同意権で保護するはずの成年後 見制度は親亡き後の問題を解決するための手段と考えられているのでは? *

昨年の調査で見えてきた 「使わなくても困らない 必要性がない」 Ø

- 研究事業 昨年度、育成会会員1353人の協力
- → 成年後見制度に関する意識と実態の基礎調査を実施。
- → 利用している人:32%
- 利用していない人:68%
- ・利用している人の利用動機

預貯金管理:53%、福祉契約:52%、

親なき後の不安:48%

していない人の意見

必要性を懸じない48%、申立て手続が面倒そう18%

信用できる第三者って誰ですか? က

- 後見人等に誰がなっているか?
- →「親」が66%、「兄弟」が18%、第三者は18%(ハヒスシキモアンシート間査メリ)
- 本人のためには第三者後見人が必要、と期待の声もあったが、現実 には、まだまだ第三者後見人の出る幕はないようにも見えてしまう。
- 第三者に委ねるときの親の不安

第三者、特に法律家は「障害特性の理解が乏しい」のでは? 長く幅広い支援が必要なこと」と「財産が少ないこと」、

身上監護への期待

- 第三者後見に身上監護を期待する場合
- → "社会福祉士"をと考える親が多い反面、 「どこにうちの子のことをよくわかって支援してくれる社会福祉士がいるの?」 という声も・・・・
- 多くの社会福祉士はどこかの施設に勤務している。
 - 一部の独立型社会福祉士も手一杯。
- 即の独立主任女団はよりすい。
- となった。文化校画の文材の同語。お金のない人は利用できないのか・・・」
- "福祉職との複数後見"という選択
- →「子どもの意思を尊重したい」という親の思いから複数後見という選択肢も。

「措置」制度から「契約」制度へ移行したものの・・・

- ・今もなお家族を契約の対象としている施設も多く、いち部では法律家等の専門職の第三者が成年後見人だと、うるさくてやっかいだから利用しなくていいと家族に言っているところもある。
- 成年後見を利用すると親が子どもの預貯金を動かすこともできなく なるから、後見等をなるべくつけずに済む方法を探る親も。
- →本人を主体とする制度の理念は一体どこへ行ってしまったのか?

何のために契約制度にしたのか?

4 できるだけ使わず先延ばしがいい? 「親も」「施設も」?

- ・2006年に申立件数が急増した理由は?
- →障害者自立支援法施行により、知的障害者支援施設・重症心身 障害者施設等の一部の集団申立により前年度より1万件ほど急増。
- 一方で、厚生労働省通知では・・・

或年後見制度が周知され広く利用されるまでの間は、 「とりあえず家族等、信頼できる者との契約でいい」

とされ、以降の申立は増えていない。

5 申請や報告がやっかい?

- 成年後見制度
- 申立権 4親等内の親族
- 申立先 (普段は縁がない)家庭裁判所
- 手続き一多数の「書類」と「手数料」がかかる
- 専門職後見一「報酬」は本人の財産から支払う
- 第三者であれ親族であれ、財産を使い込むと「業務上横領」となり、 報告を出さないと「解任(クビ)」

本人のための制度とはいえ、手続が面倒だったり、財産のことなどを根据り 葉掘り聞かれてやっかいだという声も。

申請後の実際

本当に面倒なのか、申立てた人に聞いてみると・・
 →「最初、申立ては面倒だなあと思いましたが、父親が亡くなった時で、相続手続でどっちみち他にも手続が必要だったので、一緒にやりました。報告の方は、1年か2年に一度、裁判所から用紙が送られてきます。前の報告した資料も送られて来るので、それと照らして、それ以降の通帳のコピーを取り、その間、どんな身上のことがあったかを書いていくだけなので、大したことはありません。やっぱり、裁判所が見てくれていることの安心感はあります。」

「大丈夫」と言い切れば・・・

- 預貯金の払出しや保険金受取り、あるいは福祉サービスの事業者が「成年後 見制度を利用して下さい」と言うまで、放っておいてもよいかもしれない。
- ・しかし、親なき後の子の生活を本当に「大丈夫」と言い切れるのか?
- 将来の子のことだけでなく、既に高齢の親たちの中にはいろいろな問題が起き てきている。

親の高齢問題と、子の将来の生活は無関係ではなく、密接 に関わってくる。

6 使わないで済む?判断の分かれ目 「親亡き後も同じ生活は可能」?

- ・「できれば使いたくない」のが親の本音で、「使わずにすむ」かどうかは
- 別問題。
- その判断の分かれ目 →今の生活が、親がいなくなっても継続できるかどうか。

親がいなくなっても、子の財産が守られ、誰かが世話をし、福祉サービスを利用して、今までと変わらない生活ができますか?

第2章 親の高齢化との関連で考えてみよう

親の高齢化問題との異同? 「エンディング・ノート流行り」

- ・わが国では既に4人に1人が65歳以上の高齢者。
- 最近は「エンディング・ノート」作りが人気。「終活」などという言葉も流行し
- ・「Hソル・ング・ノート」に動く反称
- 先進医療の整った病院で、施設で等)、これは究極の「自分で決めた →「自分がいかに死ぬか」(延命治療拒否の希望、自宅で死にたい、 いぶなる。
- 他には、自分史や家系のいわれを書いたり、家族へのメッセージを 残したり、葬儀やお墓のこと等いろいろある。

財産がないから遺言や成年後見制度は不要? ω

- 「うちには財産がないから、必要ない」という声も。
- しかし、財産が少なくても、借金が多くてもトラブルは起こる。
- 事情があったりして、親が亡くなった途端、平等に分けようとすると、 それぞれに配偶者ができたり、それぞれに親の財産を当てにする
 - たとえば・・・・

「お兄ちゃんは教育や車やら一杯お金をかけてもらって不公平!」 など、親の生前の子どもらへの接し方やお金の使い方が、一気に 不満となって吹き出してしまうこともある。

エンディングノートに法的拘束力はない

- ・もし貴方の意思が不明になった時は?
- →最期の医療を決めるのも、死後の葬儀を取り仕切るのも、家族 (遺族)のまり、「エンディング・ノート」に法的効力はない。
- →遺言は、公正証書で作成したり、自筆遺言の場合にも踏まなけ ・貴方の思いに法的効力を持たせることができるのは「遺言書」。
 - ればならない要件等が決められている。
- 障害の子には「成年後見制度」。
- →成年後見は裁判所が決める。簡単に扱えず、面倒なのは当然。

成年後見制度は不要ではない

- 「なるようにしかならない」と先に死ぬ親は思いがち。
- 残された子が自分で必要性を認識して申立てることができない。
- 遺書は財産の分け方だけの問題だが、成年後見は「財産管理」だけではなく、「身上監護」もその役割。 親は自分ができることを、やらないで済ませようとするのか?
 - まさか、自分が死んだ後、「うちの子のことを誰も考えてくれなくていいです」と思っている親はいない。
- 何でも契約の時代。力を持つのは「お金」と「情報」。
- 成年後見制度でいう「財産管理」は「お金」のこと、「身上監護」とは、子どもの今と将来を考え、福祉サービス等の「情報」をきちんと得て、判断して契約し、見守り、問題が起きたら介入すること、と言い換えることもできる。

「相続」を「争族」にしないために တ

・遺言が役に立つ

相続があったのに、不動産の名義書換えをしないままに、仮に 二世代放っておくと、大変なことに。

遺言書があることで不要な争いを避けることに加えて、把握し切れ ていない財産を適切に引き継ぐことができる。

自宅用不動産、賃貸用不動産、預貯金はどこの銀行に幾らあるか、 金融商品や株式、借金やローン、死亡保険金の受取人は誰か? 貴方の財産を一度、確認されてみては?

親亡き後の子の暮らしに、いくら生活費が必要か?

親が障害の子を世話するのは当然だが、兄弟にまで迷惑をかけたくない

→昔のように世話してくれる兄に遺産を渡し、障害の子は兄の世話になって 生きて行くのがいい、とは到底言えない時代。

本人を権利主体と位置づける障害者の権利条約の批准

→本人の意思を観が踏みにじっていいのか?

障害の子にも、法定相続分の財産を

→自分で生計を営むのが難しく、工賃等も少ない知的障害者にとって、親の財 産は健常の子以上に重要な生活の糧になる。

10 「突然死」?「認知症」? 「選べないからただ待つ」?

・総末をどのように迎えるかはわからない

近年、もうひとつの道「認知症」へ迷い込む心配が浮上している。

認知症になってからでは、遺言を残すことも難しい。 ※ 2014年現在、認知症は軽度を入れると約800万人とされ、高齢者人口 の4分の1に当たる。

そうなる前に遺言を書くとして・・

自分の財産のおおまかな把握と障害の子にいくら残せるかを考えておく 必要がある。 ※子どもには財産を残さずに生活保護で、という考えもあるが、生活保護も 条件が厳しくなり、兄弟などの扶養義務が優先される。

親亡き後の子の生活を想像?創造? 第3章

11 予想、親の死後の子の生活 「お金」と「身上」

- ※ たとえば親子の年齢差が30であれば、障害の子は貴方の死後、 裁)=()年 歳) 一障害の子の年齢(30年生きると想定してみる。 貴方の年齢(
- 計、月収月8万円程度(1級の場合、工賃がないのでやはり同額 障害年金2級(月6.4万円)+事業所での工賃が月1.6万円
- では、月8万円で生活ができるか?充実した生活が送れるか?

2 誰かがやってくれるだろう?

- 今住んでいる家が貴方名義だったとして、貴方亡き後の名義をどう しますか?
- どうせ息子のものになるからと、息子名義にした後、お金に困った →住み続ける人(たとえば配偶者)の名義にしておいた方がよい。 息子が抵当に入れて売られてしまった例もある。
 - そんなことになれば、配偶者は住むところを失う恐れも・・。 知的障害の子の生活費として遺産を残す場合
- →現金化しやすい増減のリスクのない預貯金が適当

平成21年度の全国消費実態調査の家計を参考 に計算してみると・・・

- 収入が月18万円(うち年金等が8割)、消費支出は月25万円で不足分7万円は貯蓄切当し(世帯の貯蓄高は2000万円) 世帯主年齢23歳。1世帯の人数は2.3人(持ち家率9割)で計算
 - →障害者基礎年金では「基礎的な支出(食料費、光熱費、被服費)」は賄 えても、医療費、交通通信費、教養娯楽費等までは無理

となると、やはり知的障害者が生きていくには、少なくとも月10万円必要。

足りないお金は月2万円。当てになるのは相続財産で・・と考えると、30年 分だと720万円になる。

後見支援信託を知っていますか?

- ・1000万円以上の財産がある子の後見を兄弟等がする場合 一まとまったお金は信託銀行に預けさせる例(後見支援信託)が増加している。 理由は、観旗の使い込みを防ぐため。
 - (問題がない訳ではないが、第三者後見人への報酬支払なしに、安心して 観族に委ねられるというメリットもある)
- 裁判所が決める際の参考になるということと、悪気はなくてもおせっかいな親族が 乗り出てきて、本人の生活を壊してしまう例もあるため。 の了解を得て、挙げておいた方がよい。

※ 遺言には、(自分の死後)障害の子の成年後見をして欲しいと思う親族の名も、本人

13 施設に入っているから安心?

- うちの子は入所しているから、関係ない?
- 問題は、障害者の高齢化

障害者施設に入っている人はずっと最期までその施設でと親は 願っている。

→しかし、知的障害者も高齢化によって、いわゆる一般の人と同じ ように入院が必要になる。それが長引くと、元いた施設に戻れな い人も・・・。

14 とりあえず親がなっておけば

- ・「遺言」と「子の成年後見」は、親が認知症になる前にやっておける、法に悪付けられた制度。
- 遺言を書くことで、子どもへの思いを形にし、残された者への手間を小さくできる。
 - ・障害の子の成年後見についても、親が認知症になったり、親亡き後まで放置すれば、残された子も周りの人も困る。
- 子の「支援ノート」(最近、多くの育成会で作られています)に成育歴から親の 希望までを書いて残しておく。
- h 主まって言うて次うといる。 ・親が申し立てを済ませておけば、その後の引継ぎは裁判所が行う。その道筋を付けておくことこそ、親の責任ではないだろうか?

介護保険(他制度)への移行

- ・特別養護老人ホーム等への入所は多数の待機者がいるのが現実。さらには費用負担の問題も。
- ・介護保険について詳しい成年後見人が付いていればいいけど・・→障害の子が高齢になるまで、ずっと兄弟が後見人をできるのか?第三者後見人であってもずっと同じ人が後見人をしているのか?

知的障害の特性に詳しく、高齢施策にも精通している専門家を擁し た「法人後見」に期待寄せる親も。

15 ① 「医療同意問題.

- 昨年のアンケート調査でわかった問題は「医療同意権」 親族には子の医療同意権はある?
- がはによってがになった。またので、 →法律的に医療同意権はないが、現実的には家族の同意で医療 行為は可能

では、第三者後見人の医療同意権は?

韓国の制度では、後見人が医療同意できる制度設計になっている。実はこの問題については、わが国の成年後見の現状や課題をみて作られている。

15 ②「後見報酬の全額本人負担の問題」

- 第三者後見人に支払う報酬
- →全額本人負担となる。

知的障害者にとっては身上監護が重要で福祉サービス利用と密接な関係がある。

全額本人負担ではなく、応能負担という形で減免される方向での部本が結ギー・

- 解決が望ましい。 市町村長申立ての場合
- htmlや女牛ユ、シン物ロ 一第三者後見人に委ねるが、場合後見報酬を「成年後見利用支援 事業」で賄う例が増えている。

今のところ、後見報酬は・・・

- 後見報酬は月2万円程度(家庭裁判所が出している目安による)
- 知的障害者の後見は長期化

(報酬助成を出し続ける市の方も大変なようで、財産がある限りは自分の財産から出してもらい、ある限度を切ると市が出す、という扱いも)

市民後見人への期待は? まだ市民後見人が少ないこともあり、障害理解の乏しさ等の不安材料が

多いため、まだ積極的評価には至っていない。

→しかし、既に障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業の 中に「市民後見人養成」が入っている。

おわりに

- 子どもの成年後見の申立てについては、とりあえず親がその道筋を付けておいた方がいい。
 - ・しかし、まだまだ成年後見制度には改善すべき問題があるのは事実。
- それが全て整ったらと思っている限り、利用者は伸びず、改善は望めない。選挙権回復運動と同じく、「やってみたら、こんなに困る点がある」と、実際に利用した人たちが声を挙げ、それを大きなうねりにして、国に届けること
- が必要。 いつでも申立てられるはずの親たちが、「今のところ必要ない」「問題が解 決したら」と思っている以上、何も変わらない。

SHUL

全国的に、親亡き後の長い知的障害の子の人生を支えるには、第三者後見人とはいえ個人では無理と考え、NPO法人を立上げて、行政等を巻き込んで頑張っている育成会等も増えてきています。

そんな小さな流れを、大きな流れにするか否かは、皆さんが行動を起こすかどうかに かかっているのです。 次には、障害者の権利条約や国際育成会連盟の「本人の意思決定キャンペーン」で いわれる本人の「意思決定」をいかに実現するか、に取組むことが必要になるでしょう。 ひとりで悩んでいても、後ろ向きになるだけで、何も解決しません。 皆さんは知的障害の子をいっか社会に託していく、という同じ悩みを抱えた仲間です。

そろそろ具体的な行動に移す時ではないでしょうか。

3 現行制度の問題点および法人後見の可能性について

(1) はじめに・権利擁護の要素

成年後見制度は権利擁護の制度であるといわれるが、そもそもある活動が権利擁護であるといいうために、どのような要素がそこに含まれているべきなのか。権利擁護の必須の要素は何だろうか。よく言われる権利擁護の要素を整理してみると、下の図のように三つのものを上げることができる。

アドボカシー(権利擁護)の要素

- 1 ご本人の尊厳。(自己決定の尊重)
- 2 ご本人にとっての最善の利益
- 3 連帯性(外向き・内向き)

1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支援者からみると違う場合。。パターナリズム的介入? 主観的最善利益(ご本人が表示するご本人の利益)

VS 観察者的最善利益 (支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益) VS 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)

権利擁護の実践にはいろいろなタイプがありうる どれが「正しい」権利擁護なのかは、一概にいえない しかし、「なにを」ているか」は言える

15

権利擁護活動の中心は、生活支援(直接支援)、相談支援、法的支援のどのフィールドに立ったとしても、その活動が、やはりご本人のよき生、もう少し言えば、人間としての尊厳を守る方向でおこなわれることにある。そして、ご本人のよき生、人間としての尊厳を守ることの中心にあるのは、やはり自己決定の尊重という話である。したがってどのフィールドで支援する場合であれ、障害のある方、あるいはご高齢の方々に接する場合、ご本人の自己決定の尊重は、権利擁護としての支援の最大のポイントになる。次に2つ目の要素として、ご本人の意思だけ尊重していればそれでよいかというと、そうでもなくて、ご本人の置かれた生活環境の中で最善の利益(ベスト・インタレスト)を確保する方向で支援が行われることも、権利擁護のまた重要な要素である。

自己決定の尊重と最善利益の確保は、一致すると考えるのが普通である。なにがご本人のとってベストな生活なのかは、実は他人にはよくわからないが、ご本人が選択したものがご本人にとって一番ご本人らしいことだろうと考えるのが自然だからである。そう考えれば、一つ目と2つ目は支援活動の方向としては一致する。というか、一つ目とは別に2つ目の要素を分ける必要すらない。

しかし、世の中には、往々にして、他人から見ていてご本人が選択したことが必ずしもご本人にとって良いとは思えない場合がある。また、高齢者や障害のある方々の場合は、その意思自体の確認をすることが難しいという場合がある。そうした場合に、パターナリズム(父権)的な介入をしていくことが課題となる。パターナリズム(父権)的な介入をせざるを得ない場合と、そうでない場合は、ケースによって非常にさまざまだと思われるが、上図の1「ご本人の尊厳。(自己決定の尊重)」と2「ご本人にとっての最善の利益」が一致しないと支援にあたる人からみて思われるときにどのような対応をするのか、これが権利擁護の活動領域で大変悩ましいところになってくる。

もう一つ、三つ目に挙げている3の「連帯性」は、ご本人が社会の中で、あるいはトラブルの中で、一人で過ごしているわけではないことを認識してもらうことである。孤立させないということであるが、この連帯性も権利擁護の中での非常に重要な要素である。そして、この連帯性の中に二通りの連帯性があると言われている。それは「外向き」と「内向き」と言われるものである。

医療の分野で言われている権利擁護で説明すると、看護師さんが患者さんと接して患者さんの権利擁護(代弁)をしようとするときに、患者さんの境遇が悪い、待遇が悪いと判断して、病院に対して、患者さんと一緒になって(連帯して)向かっていく。もっと言うと、病院側を相手取ってクレームを提起することを支援することまで射程にいれる、そんな代弁活動が外向きの連帯性と言って良い。一緒に環境を変えていく連帯性といってよい。

他方、病院その他、医療環境の改善はともかく、むしろ現状の治療を前提として、病院側の間にたって患者さんの気持ちや状態が少しでも改善するように努力していく、患者さんの精神的な苦しみや苦痛を共感する活動をしていく、これも権利擁護だと言われていて、これが「内向きの権利擁護」である。この時の目線は、患者から外に向かうのではなくて、病院側から患者を見ていることになる。

要するに、外に打って出る、変革を迫るかたちの権利擁護と、そうではなくて置かれた環境の中で、ご本人の気持ちや生活環境をできる限りよくしていく権利擁護、こういったものも権利擁護と言われているわけである。パターナリズム(父権)的な介入をするのかしないのか、外向きか内向きか、それぞれ二者択一ではなくて程度問題の側面もあるが、一見してこれぐらいの区別があるわけであるから、一口に権利擁護支援といっても、行うフィールドも違えば、行い方も違うことになる。どんな権利擁護があるのかと言われると、「いろいろな権利擁護がある」と言わざるを得ない。「これが唯一正しい権利擁護支援だ」などというものは、支援の現場では、観念しづらいということになる。

しかし、唯一絶対の正解がないからといって、どんな場合であれ何をやってもいいのだという話にはならない。少なくとも、この三つのファクターを吟味しながら、支援者がそれぞれ「今、自分は何をやっているのか」ということを認識しながら支援に当たることが重要なのである。自分のやっていることが、なんなのか3つのファクターにそって他の人(できればご本人)に説明できないといけないのである。

我が国では、権利擁護支援の現場で、以上のようなファクターを意識しながら支援者が活動を 行っていることが充分に認識されていない。そのため支援者側でどのように考えればよいのかの ガイドラインや考え方のようなものが提供されておらず、そのことが現場の支援者の悩みの源泉と なっている。現状では支援者は悩まざるをえない。むしろ悩まない方がおかしいといえる。悩まな い人は権利擁護支援をやっていないと言うことすらできる。3つのファクターのうちどれかを落とせ ば悩みは少なくなる。しかし、それでは権利擁護にならないのである。

(2) 方法としての成年後見制度の意義と課題

1) 成年後見制度の基本的性格~取消権と代理権

日本の成年後見制度を権利擁護支援という側面から振り返ってみよう。先にも述べたように成年後見制度は「権利擁護の制度だ」とよく言われる。そのために成年後見人等が使う権限は取消権と代理権である。

ここでいう取消権とは何か。契約などの法律行為(法律上の効果を発生させる行為のことを意味しており、事実上の行為とは異なる)を取消す権能である。マンションを買ったとか、絵を買ったとか、英会話の教材を買ったとかいうのは全部契約であるから、それを取消すことができる権利である。成年後見人等のもつ取消権は非常に強烈な取消権である。何が強烈かと言うと、理由がいらないのである。

普通、契約を解除するとか取消す時には、何か理由がいる。「その時は少しボーっとしていた」とか「だまされた」とか「契約について十分説明を受けていなかった」とか、何かしらの理由をつけて取消す。ところが、保佐人・補助人、そして成年後見人が取消権を使う時には、理由はいらない。「私は成年後見人です」以上、終わり。「取消します」以上、終わりである。これぐらい強烈な取消権は、他にはない。

代理権も、本人から依頼を受けた代理権ではない。普通、代理というのは委任関係で、委任契約を結んで代理をするのであるが、成年後見人などの代理権は、本人から委任を受けて代理をするわけではなく、裁判所から付与してもらう代理権であり、これは法定代理であるi。

この取消権と代理権があることにより、たとえば消費者被害にあった時に「その消費者契約を取消」ことができる。クーリングオフよりよっぽど強烈である。クーリングオフは1週間以内とかの時間限定があるが、この取消権は、消滅時効が5年であり除斥期間が20年である(民法126条)。「取消します」と言えば、簡単に消える。あるいは、介護保険以降は福祉サービスが契約ベースになっているため、ご本人の意思が確認できないと、福祉サービスの提供を受けられない可能性

i保佐人・補助人の代理権は裁判所の審理の過程で本人の同意が必要である。この点をどう理解するかについては明確な解釈がないが、これは本人が委任しているわけではなくて、裁判所がそうした代理権を与えることに同意を求めていると理解できる。したがってこれは法定代理である。

がでてくる。そこで、本人の意向はともかく、福祉サービスの契約を結ぶことが、代理権を行使することによって可能になるのである。

このように必要な福祉サービスの提供が受けられるように契約が結べること、あるいはひどい契約に関わってしまった時にその契約をとにかく消すことができる、そうした側面を捉えて権利擁護に役立つと一般に言われているわけである。

成年後見制度に上記のようなご本人を保護する機能があることは否定できないが、取消権や代理権の行使がご本人の意向に沿っている保障はどこにもない。本人の意向とは関わりなく代理行為ができるのである。少なくとも日本の成年後見制度の後見支援の中身は、本人が決定したことを実現するのではなく、あくまでも、後見人や保佐人や補助人が代行して決定しているという性格のものなのである。その基本的構造はしたがって、自己決定ではなくて、代行決定である。

その代行決定をしている人が立派な人であれば、立派な決定をしている、ご本人が保護されている、そういえるかもしれないが、ご本人の意向と外れる時には、ご本人にとってみれば、えらい迷惑な決定だと思われる可能性を否定できない。自分が好きなものがあって買ったのを取消す、本人にしてみれば、なぜそれが買えないのか。ご本人の保護のためだ、そう言ってみたところで、ご本人の意向とずれたところだけを見れば、えらい迷惑な権利侵害だと思われる可能性を否定できない。権利擁護の制度と権利侵害の要素の両面がある、これが日本の成年後見の基本的な性格である。

2) 成年後見制度の副作用

しかも副作用がある。いわゆる欠格条項の存在や社会的な反作用である。後見や保佐という類型になると公務員になれない。あるいは社会福祉法人の理事になれない。ノーマライゼーションの掛け声とはまったく逆である。

このような欠格条項は、成年後見の前の制度である禁治産の時には、400 ぐらい存在していたが、成年後見制度に移行するときにかなり削って 150 ぐらいになっていた。しかし、最近の調査では 180 ぐらいまで、さらに増えている。これは成年後見制度の利用者には「判断能力がない」というレッテルを立法担当者が簡単に貼ってしまい、機会的にそれを流用しようとする差別的「手抜き立法」である。

上記の欠格条項は、法律に規定のある話であるが、後見制度そのものが持っている社会的反作用がある。その代表例が銀行口座の取り扱いである。成年後見人や保佐人がつくと、ご本の銀行の預金口座に工夫が施される。本人名義の口座がなくなるわけではないが、「A氏後見人B氏口座」という形で名義を銀行側が変更するのである。通帳の名義が変わるので、ご本人はその通帳を使って取引ができない。ご本人が持っているキャッシュカードも使えなくなる。

なぜか。これは銀行側からすれば当然の理由がある。ご本人の行為は、前述のように理由なく 取り消される可能性を持つ行為である。銀行側は、そのような可能性のある人とは取引をしたくな いのである。もっと一般的にいうと、私たちは日常社会の中で契約を締結する時に、理由もなく「契約を消すことができる」人とは契約をしない。銀行の対応は、そのことを明確に表しているだけのことである。日本の成年後見制度には取消権がある。そのことの社会的な反作用というものを、はっきりと表しているのが、銀行口座の取り扱いなのである。

印鑑条例がどこの市町村にもある。後見類型だけの対応であるが、後見の審判が出ると実印登録が職権で抹消される。要するに「実印を使うな」ということである。印鑑証明も発行されないから、いろいろなところで取引ができなくなる。これも、ご本人が取引をすると、何をするかわからないので、成年後見人が取引をご本人に代わってするのである。

結局、少なくとも後見人がつくと、ご本人は口座の取引ができなくなり、印鑑証明もでない。要するに、ご本人にしてみれば、自分で契約ができなくなるということを意味している。そこで、本人に代わって契約をする人が契約社会の中に必要となり、そのために代行決定をする成年後見人や保佐人、補助人をつけましょう、これが日本の後見制度の基本的な性格である。したがってノーマライゼーションと言われているが、日本の成年後見制度は、ご本人にとってはノーマライゼーションではない。昔の禁治産制度に比べれば、ましになったというだけである。禁治産は、家ベースなので、ご本人のことは念頭に置かれていなかった。それに比べればノーマライゼーションである。ご本人のことを考える制度である。ただ、本人のことを考える時に、ご本人が考えるのではなく「代理人が考えましょう。代行決定でやりましょう」というシステムが、日本が採用している成年後見制度の基本的な仕組である。そして、その基本的仕組みが社会的な反作用を生んでいるのである。

3) 「本人の意思の尊重」が重要だが、制度疲労を起こしている

日本の成年後見制度の基本的性格は、代行決定から意思決定支援へという国際的なパラダイム転換の動向からみれば、非常に遅れた制度であると評価されるものであるが、同時に、その遅れた制度が日本では制度疲労を起こしている。それは身上監護の未整備と、後見監督業務の機能不全である。

身上監護の未整備とはなにか。「取消権や代理権を使って、ご本人を救済しよう、権利擁護を しよう」という時に、代行決定ではあっても「ご本人の意向に沿った支援がなされなければならな い」。民法858条に「本人の意思の尊重」や「本人の身上や生活に配慮する義務が、後見人や 保佐人や補助人にある」と書いてある。それはそのことを意味している。

しかし、本人の意向に沿っているかいないかを、どうやってチェックするのか。条文には何も書いていない。加えて、本人の意向に沿っていない時に、成年後見人などの支援はどう評価されるのか、現状ではなにも分からない。そういう状態であるから、場合によっては本人の意向に沿っていない後見支援が行われることも当然ある。嫌がる本人を閉鎖的な入所施設に入れて、後見人も家族も会いに行かない。預貯金の通帳だけを後見人が管理している。そんな例があちこちに存在する。どうすれば、本人の意向に沿った支援ができるのか、そのことの検討や工夫が、成年後

見人になる人たちの腕の見せどころであり、そのために成年後見人支援の社会環境整備が必要であるが、充分整備されているとは言いがたい。法人後見の利用や権利擁護支援センターの拡充は有効な手段として期待されてよい。しかし、社会的に十分な援助や支援が、そのような組織に与えられているとはいえない。

後見制度は裁判所の仕組みであるが、後見の審判は裁判所の中では変わった業務である。どう変わっているか。裁判所の仕事はいうまでもなく「裁判」である。したがって裁判が終われば、裁判所の仕事は終わるのが普通である。しかし、成年後見制度にあっては、裁判所が裁判(審判)をした後も、裁判所の仕事として監督業務が残り、ご本人がお亡くなりになるまでずっと続くのが我が国の姿である。裁判所では、これを管理継続案件と呼んでおり、毎年1万件を超える規模で増えている。平成25年度の統計では、その数が17万6,564件となっている。最近の各年度の申立総数は約3万件程度であるから、これが2万件以下に落ちないと、管理継続案件は増え続けると推測される。

年々、管理継続案件が増え続ける中で家庭裁判所の監督業務が機能不全を起こし始めている。そのことを示す事件が平成23年に福山市で発覚した、家族後見人の横領事件である。この事件は、知的障害者が成年後見人に選任され多額の財産の管理を始めたが、周囲に勧められるままに横領行為を行い、被後見人(叔父)の多額の財産を散逸させたものである。事件発覚後、後任の後見人が提起した家庭裁判所の監督の瑕疵を理由とする国家賠償請求訴訟において、広島高等裁判所は、家裁の監督の過失を認めて損害賠償を国に命じたのである。

毎年のように管理継続案件が増えるなか、家庭裁判所もさまざま工夫を行っている。その最近のすがたが、後見支援信託の利用である。これは通常の民事信託とは異なり、裁判所が職権で選任した監督人あるいは共同後見人により、被後見人の財産をチェックし、不要不急の財産はすべて信託銀行に預け替えて、以後は家裁の許可がないと引き出せないとする仕組みである。既存の後見人が支援信託の利用を承諾すれば、職権で選任された監督人や共同後見人は信託銀行との契約の後に報酬を付与されて辞任する。既存後見人が、後見支援信託の利用を拒否することもできるが、その場合は、監督人や共同後見人が継続して監督業務を行うことになる。この運用は財産保全ならびに家庭裁判所の監督業務の負担の軽減を目的としていることはあきらかである。2012年にスタートした運用であり、当初は新規の家族後見人だけが対象であったが、2015年の現在では、管理継続案件にも対象が拡大し、加えて専門職後見人に対して同支援信託の利用のための監督人の職権選任が始まっている。

被後見人の財産を保全する目的のみから見た場合、後見支援信託は効果的な方法であること は否めない。お金を使わせない仕組みだからである。しかし、被後見人の財産は被後見人のより よき生活の実現のために使うことが許されなければならない。そのために成年後見人を選任して いるのである。とくに障害者の成年後見の場合には、支援期間は長い。財産を保全するだけでは 権利擁護のための後見利用にはならない。世界の中で、このような制度を採用している国はどこ にもないであろう。これへの究極的な対応は、家庭裁判所の監督業務の低減であるが、そのため には後見監督庁ないしは意思決定支援庁のような行政機関が必要である。

(3) 法人後見の可能性

家庭裁判所が置かれている過重な負担、しかもそれは裁判所が本来的に担う業務とは異なるものであるにも関わらず担わされているとすれば、後見監督業務を家裁ではなく他が担うことが模索されなければならない。諸外国では行政機関がそれを担うことが多く、我が国でもそうした方向が検討されるべきであろう。しかし、いまの日本の政治状況の中で、新しい行政官庁が早期に誕生するとは思えない。多くの議論が必要なことでもあり、どこかの有力者の鶴の一声で作れるようなものでもない。

そうだとすれば、しかるべき行政機関が設置されるまで、家裁の監督業務を軽減しつつ成年後 見の業務が権利擁護支援の方向に可能な限りシフトするような業務を行える打開策を考えること が中短期的な施策として現実的である。それは法人後見を担う機関を育成することである。事 実、社会的にはそうした動きが強まっている。そのメリットと留意点を最後にまとめておく。

権利擁護支援が、単なる財産保全を目的とするものではなく、上述のようにご本人の意向を尊重しつつ、よりご本人らしい最善の生活を実現していくことにあるとすれば、後見業務もそのようなものでなければならない。制度の基本的建て付けがそのようなものではないため、権利擁護としての後見業務を担う人々は、1)地域の福祉資源の実情に精通し、2)本稿で述べた権利擁護のセンスを保有し、加えて、3)後見利用支援信託の運用実態など、後見制度の現実を知ったうえで、4)世界のパラダイム転換の動向にも目を向けた活動を行われなければならない。これは、専門職であれ家族であれ、あるいは市民後見人であれ、単独個人では困難である。法人後見には、このような要求を受け入れて、よりご本人の立場にたった権利擁護活動を、後見業務をツールとして使いながら行いうる可能性を秘めている。

法人後見を担う機関が上記のような可能性を現実のものとするためには、次のような条件が必要である。

- 1) その法人が、多様な専門職の関わりを持っていること。司法や福祉だけでなく地域の各方面との関わりである。たとえば建築士、医療関係者、税務の専門家、金融・労務などなど、生活全般に関わる専門職の関わりが必要である。なぜなら、ご本人の生活を見守り、直接支援の関係者と連携して支援する必要があるからである。
- 2) その法人が、透明性・組織性・地域性・全国性を持っていることが重要である。財政的な透明性はもちろん、理事長の一人の意見ですべてが決まるような組織であってはならないし、地域の行政や各機関と連絡調整ができる開放性が必要であり、全国の権利擁護機関と意見交流のある組織でないと、権利擁護の支援の質と可能性が低下する。

3) その組織が、後見活動だけに特化しない活動をしていることも重要である。本稿で述べたように成年後見は、ツールの一つでしか無い。後見を使わなくても権利擁護が達成できるのであれば、それに越したことはない。財産管理の工夫(福祉信託なども検討の対象か)、見守りの工夫(例・各地の見守り協定や後見的支援と呼ばれるもの)、社会参加(コミュニティフレンドやイベント活動)、保証などの社会的欠陥の補充、意思決定支援の専門家や医療相談などなど、いろんな活動を実施することが考えられるし、そのような団体でなければ、法人後見を担うときに権利侵害的な業務を行う危険があるというべきであろう。

このような法人後見への期待は、あくまでしかるべき行政機関の設立ないし行政的関与へ向けての中間的手当である。法人後見を担う機関は、どこも脆弱な財政的基盤のなかであえいでいる。権利擁護の方向を向いていない組織は、その業務の質を低下させて組織の維持を計っているが、そのようなことが我が国の高齢者や障害者の権利擁護支援の現場で蔓延してはならない。正確な情報共有としつかりした展望を関係者が持つことが必要である。

全国権利擁護支援ネットワークでは、厚生労働省平成 25 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)による「法人後見のあり方等に関する調査研究事業」の中で、「法人後見実施ための研修プログラム案を作成し、引き続き平成 26 年度社会福祉推進事業の「法人後見実施のための研修テキストに関する調査研究事業」に基づき法人後見事業の適切な推進に向けてテキストの作成ならびに研修事業を行っている。テキストは、本年度中に出版もされる予定であるが、このような努力が引き続き展開されることを期待したい。

おわりに

障害者基本法は、平成 23 年の改正において、第二十三条 (相談等)に、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないとされた。

また、平成22年12月から始まった障害者総合支援部会の検討において、障害者総合支援法の骨格に関する総合福祉部会の提言、P120(平成23年8月30日)民事法との関連において、

- ・ 現行の成年後見制度は、権利擁護という視点から本人の身上監護に重点を置いた 運用が望まれるが、その際重要なことは、改正された障害者基本法にも示された意 思決定の支援として機能することであり、本人の意思を無視した代理権行使は避け なければならない。また、本人との利害相反の立場にない人の選任が望まれる。
- ・ 同制度については、その在り方を検討する一方、広く意思決定支援の仕組みを検討 することが必要である。

とされ、成年後見制度における課題の解決があがっている。

わが国の民法第7条には、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補佐人、補佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができると」と制限行為能力の規定がある。「精神上の障害により事理を弁識する能力」とは、専ら意志能力のことと考えられる。意思能力のない者の法律行為は無効とされる。このような精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況になる者への支援として、わが国においては成年後見制度を準備したもので、それは、①自己決定の尊重、②残存能力の活用、③ノーマライゼーションなどを特徴としているとされている。そもそも成年後見制度そのものにおいて自己決定の尊重が挙げられているのでる。

今回、意思決定支援との関係における成年後見制度への言及はなされなかったが、今後は、障害者の意思決定支援についての検討が深まるにつれ、成年後見制度との整合性が問われることとなろう。また、国連障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。この障害者権利条約にわが国は、2007年9月に署名し、2014年1月に批准し、2月より発効している。今後、共生社会の形成に向けた障害者権利条約の内容が着実に推進されることが重要である。その際、改めて障害者個々人にとって必要な合理的配慮について、それぞれの現場において取り組むことが重要になってくるだろう。

厚生労働省

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業 意思決定支援の在り方並びに 成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究

> 平成 27 年 3 月発行 公益社団法人 日本発達障害連盟 東京都北区中里 1-9-10 パレドール六義園北 402 号室

TEL:03-5814-0391 FAX:03-5814-0393

URL:http://www.jldd.jp/